

天理市人権施策基本計画

誰もが尊重される地域社会の実現



平成30年3月
天理市

本市における他の計画と表記を統一するため、差支えない限り、「しょうがい（障害）」、「しょうがいしゃ（障害者）」の表記を、それぞれ「障害」、「障害者」としています。予めご了承ください。

はじめに

2018年は、国連において世界人権宣言が採択されて70年という節目を迎える年です。世界各地では、これまでに、すべての人々の人権が尊重され、互いに助け合い認め合える社会をめざした取り組みが果敢に行われてきました。

しかし、いまだ解決されていない人権問題に加えて、少子高齢化・国際化・高度情報社会化などに伴う新たな人権問題の顕在化や地域における人と人とのつながりの希薄化など、人権を取り巻く状況が大きく変化しています。「人権の世紀」といわれる21世紀において、その実現を果たすためには、私たち一人ひとりが人権問題について、正しい認識と理解を深め、相互に人権を尊重することが大切です。



天理市では、1998（平成10）年に施行した「天理市人権擁護に関する条例」をはじめに、2000（平成12）年には、人権文化の創造と普遍化をめざすことを基本理念とした「人権教育のための国連10年」天理市行動計画（人権プラン）を、2005（平成17）年には、「天理市人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人権施策の推進に取り組んでまいりましたが、前回の基本計画策定から13年が経過した現在、人権を取り巻く社会情勢の変化に対応するため、「天理市人権施策基本計画」と名称を改め、より総合的かつ計画的に人権施策を進めてまいります。

本計画は、「誰もが尊重される地域社会の実現」を基本方針として、人権教育及び人権啓発の推進、相談支援体制の充実、場面に応じた人権課題などについて、その施策の方向を示しています。今後は、この計画に基づき、すべての人の人権が尊重され差別や偏見のない人権のまちづくりの実現に向けて、課題の解決に取り組んでまいりますので、皆様の一層のご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました天理市人権施策基本計画策定委員会の委員様方をはじめ、市民の皆様、関係者の皆様に心より厚く御礼申し上げます。

天理市長 並 河 健

目 次

第1章 計画改定にあたって	1
1 計画改定の背景	1
2 天理市の現状	4
3 計画改定の趣旨	6
4 計画の位置づけ	6
5 計画の期間	7
6 計画の基本理念	8
第2章 基本的施策の推進	9
1 人権教育の推進	9
2 人権啓発の推進	12
3 人権擁護及び相談機能の充実	16
4 市民協働の推進	18
5 プライバシーや個人情報の保護	19
6 調査研究の推進	22
第3章 分野別人権施策の推進	23
1 同和問題	23
2 子どもの人権	28
3 女性の人権	32
4 障害者の人権	37
5 高齢者の人権	41
6 インターネット上の人権	45
7 外国人の人権	48
8 患者等の人権	51
9 その他の人権問題	54

第4章 施策の総合的な推進.....57

- 1 推進体制 57
- 2 進捗管理及び評価..... 59

参考資料.....60

- 世界人権宣言..... 61
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律..... 64
- 天理市人権問題啓発活動推進本部規程..... 65

○ 冊子内のグラフについて ○

- ① 資料名を付していないグラフは、全て、平成 28 年 8 月から 9 月にかけて実施した「人権に関する市民意識調査」（アンケート）の報告書*から引用したものです。

なお、見やすさを考慮して、グラフ表示の仕様を一部変更しています。

* 報告書は、天理市ホームページに掲載しています。

- ② グラフ左上部の「(SA) N=〇〇」「(MA) N=〇〇」について、

- ・ (SA) は単数回答形式の質問
- ・ (MA) は複数回答形式の質問
- ・ N=〇〇は集計対象者数

を示しています。

第1章 計画改定にあたって

1 計画改定の背景

(1) 国際的な動向

1945(昭和20)年、世界の平和と安全を維持するとともに、人種、性、言語及び宗教による差別をなくすなどを目的として「国際連合」が設立され、1948(昭和23)年にはその第3回総会において「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を定めた「世界人権宣言」が採択されました。

その後、「世界人権宣言」を実効あるものとするため、人種差別撤廃条約[1965(昭和40)年]、国際人権規約[1966(昭和41)年]、女子差別撤廃条約[1979(昭和54)年]、児童の権利に関する条約[1989(平成元)年]などの人権関係諸条約が採択されるとともに、国際婦人年をはじめとした各種の国際年、各種宣言等によって人権尊重、差別撤廃に向けた取り組みが行われてきました。

1994(平成6)年には、国連総会において、人権教育を通じて人権文化を世界に築くことを目的として、1995(平成7)年から2004(平成16)年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択されるとともに、「人権教育のための国連10年行動計画」が採択され、人権という普遍的な文化を世界中に構築するための取り組みが開始されました。

さらには、2004(平成16)年の国連総会において、人権教育がすべての国で取り組まれるよう「人権教育のための国連10年」の取り組みを継承する「人権教育世界プログラム」が2005(平成17)年から開始される決議が採択され、21世紀を「人権の世紀」とする取り組みが推進されています。

（２）国内の動向

1947(昭和 22)年、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法が施行され、その具現化のために、人権に関する法制度の整備など様々な取り組みが行われています。人権をめぐる国際的な動きの中で、国は、国際社会の一員として「国際人権規約」や「女子差別撤廃条約」、「児童の権利に関する条約」などの人権に関する諸条約を批准するなど基本的人権の擁護・尊重と人権意識の普及に向けた取り組みを進めてきました。

1997(平成 9)年 3 月には、様々な人権問題を踏まえ今後の人権擁護に資することを目的とした「人権擁護施策推進法」が施行されました。また、1997(平成 9)年 7 月には「人権教育のための国連 10 年」に関する行動計画が策定され、あらゆる場における人権教育の推進や、女性、子どもをはじめとする重要課題への対応など、具体的な取り組みが示されました。2000(平成 12)年 12 月には、人権の擁護に資することを目的として「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育・人権啓発の推進は国の責務と定められ、地方公共団体に対しても、国と連携を図りつつ、人権教育・人権啓発を推進するよう規定されました。

そして、2002(平成 14)年 3 月に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。その後、「犯罪被害者等基本法」[2005(平成 17)年]や、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」[2006(平成 18)年]、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」[2009(平成 21)年]、「ハンセン病※¹問題の解決の促進に関する法律」[2009(平成 21)年]、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」[2012(平成 24)年]、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」[2015(平成 27)年]、「児童虐待の防止等に関する法律」の改正、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV※²防止法)」の改正など、個別の人権関係法の整備や改正がなされています。

また、2011(平成 23)年 4 月に「人権教育・啓発に関する基本計画」の一部が変更され、「北朝鮮当局による拉致問題等」が追加され、さらに、2016(平成 28)年 5 月には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する法律(ヘイトスピーチ※³解消法)」が、同年 12 月には「部落差別解消推進法」が公布・施行されました。

※¹ ハンセン病…「らい菌」によって起こる感染症で、遺伝病ではない。感染力が極めて低く、現在では治療法も確立している。かつては、感染予防の対策として患者の隔離を規定した「らい病予防法」があったが、1996(平成 8)年に廃止となった。

※² DV…ドメスティック・バイオレンス(Domestic Violence: 家庭内暴力)の略称。かつては、夫婦間の中でおきる暴力のことを指していたが、近年では、恋人などの親しい人間関係の場合においても指すようになっている。その形態としては、身体的、精神的、性的、経済的なものなどがある。

※³ ヘイトスピーチ…国際的には、人種、民族、国籍などを理由に、個人や集団に対し、侮辱、攻撃、強迫、差別、憎悪、排除、暴力などを行ったり、それを扇動したりする表現行為だとされている。日本においては、特定の民族や国籍の人々を標的としたヘイトスピーチが社会問題となっていることから、限定的な意味として使われていることが多い。

(3) 県内の動向

奈良県では、あらゆる差別が撤廃され、人権が尊重される自由で平等な奈良県の実現を誓い、1997(平成9)年3月に「奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例」が施行されました。

また、1988(昭和63)年に、県内各市町村にある人権問題啓発活動推進本部※4の役割を一層推進し、実効あるものにしていくために、県下39市町村(結成当時は47市町村)の結集体として「奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会※5(以下、「啓発連協」という。)」が発足し、同和問題を含む様々な人権問題に対する啓発を推進しています。

2004(平成16)年に「奈良県人権施策に関する基本計画」、2008(平成20)年2月には「人権教育の推進についての基本方針」が策定され、人権が尊重される環境づくりをめざしています。また、「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」及び「奈良県犯罪被害者等支援条例」が2016(平成28)年4月1日から施行されました。

(4) 本市の動向

本市においては、1998(平成10)年に「天理市人権擁護に関する条例」を施行し、2000(平成12)年には人権文化の創造と普遍化をめざすことを基本理念とした「人権教育のための国連10年」天理市行動計画(人権プラン)を策定するなど、様々な施策を展開してきました。また、2005(平成17)年3月には、天理市人権教育・啓発に関する基本計画を策定し、本計画に基づき人権教育及び人権啓発に関するさまざまな施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

また、2017(平成29)年4月には、犯罪被害者等の被害の軽減・回復のための支援の枠組みを定めた「天理市犯罪被害者等支援条例」や、手話を必要とする市民の社会参加の保障及び全ての市民が安心して幸せに暮らすことができる社会の実現を目的とした「天理市みんなの手話言語条例」が施行されました。

※4 人権問題啓発活動推進本部…元は、同和問題啓発における行政内部の連携を密接にするために1985(昭和60)年に発足された組織。3度の組織改革を経て現在に至っており、市長を本部長として全職員が様々な啓発活動を行っている。

※5 奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会…同和問題を含むあらゆる人権問題解消の取組を、奈良県内各市町村が一体的に推進するために、1988(昭和63)年に結成された協議会。国内の都道府県内で、各市町村全体が一つの組織で行政啓発を推進しているのは奈良県のみ。

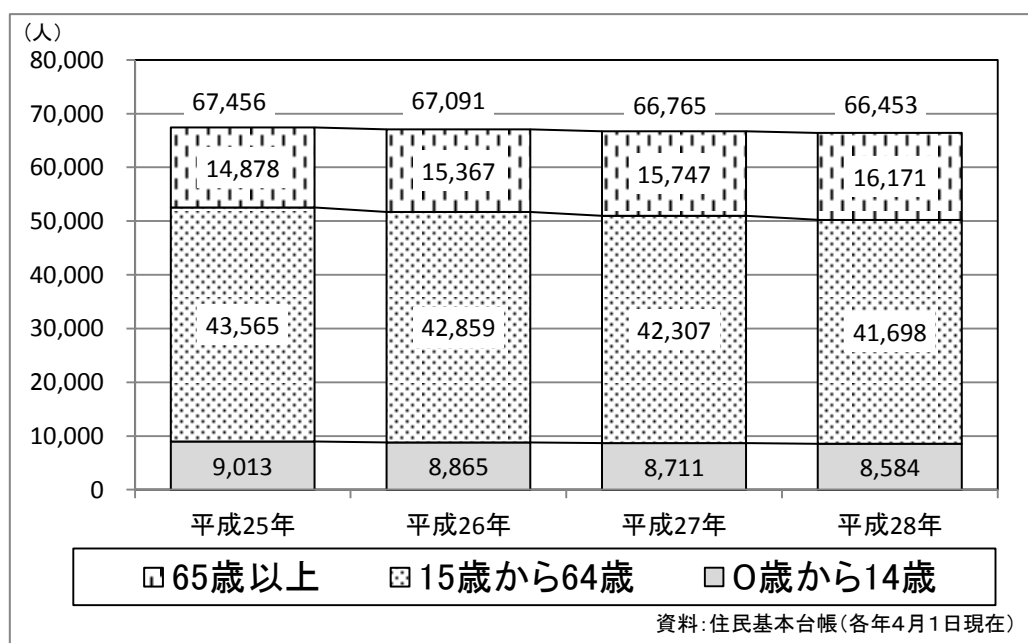
2 天理市の現状

天理市の人口は、年々減少傾向にあり、0～14歳、15歳～64歳人口とも減少していますが、65歳以上の人口は増加傾向にあり、少子高齢化が進んでいます。また、本市における外国人の人口は800人前後で推移しています。

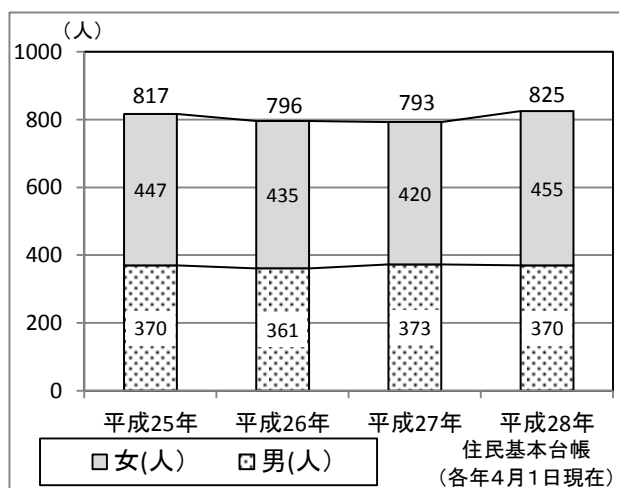
要介護（要支援）の認定者も高齢化を反映し増加傾向にあります。また、身体障害者手帳所有者数は、2,400人前後となっていますが、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所有者数は微増となっています。

女性の就業率については、平成17年度から平成27年度までの10年間を通して増加しており、とりわけ、30歳代の就業率を比較すると10%以上増加しており、女性の社会進出が進んでいます。

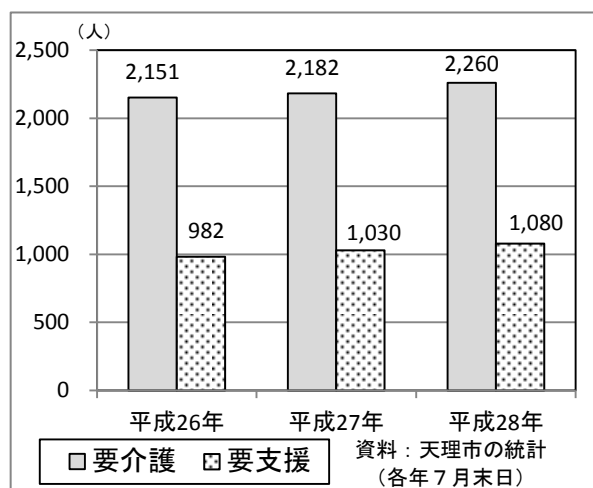
◆天理市の年齢3区分別の人口



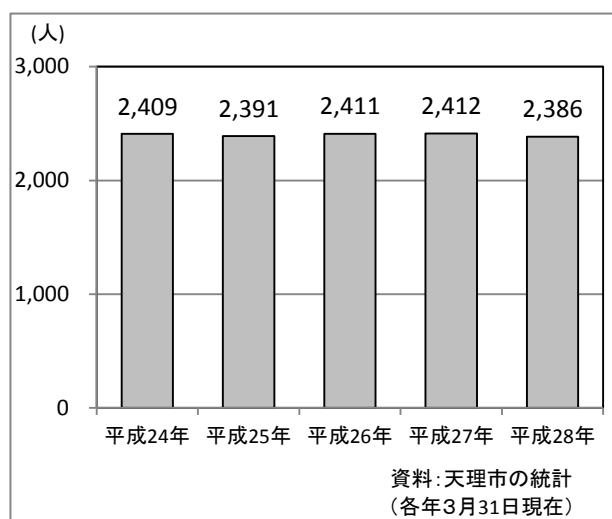
◆天理市の外国人の人口



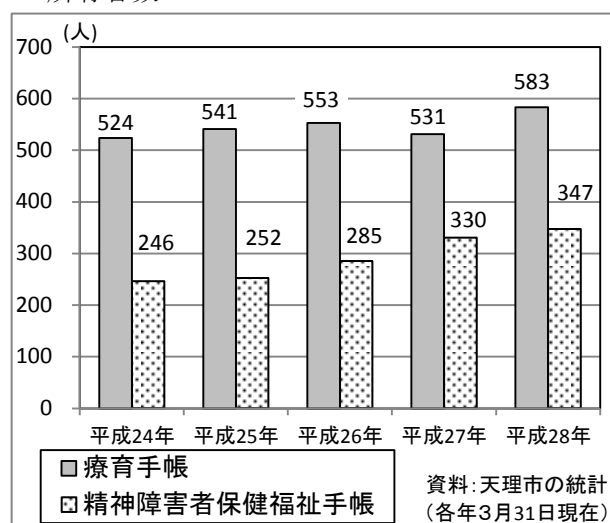
◆天理市の要介護（要支援）認定者数



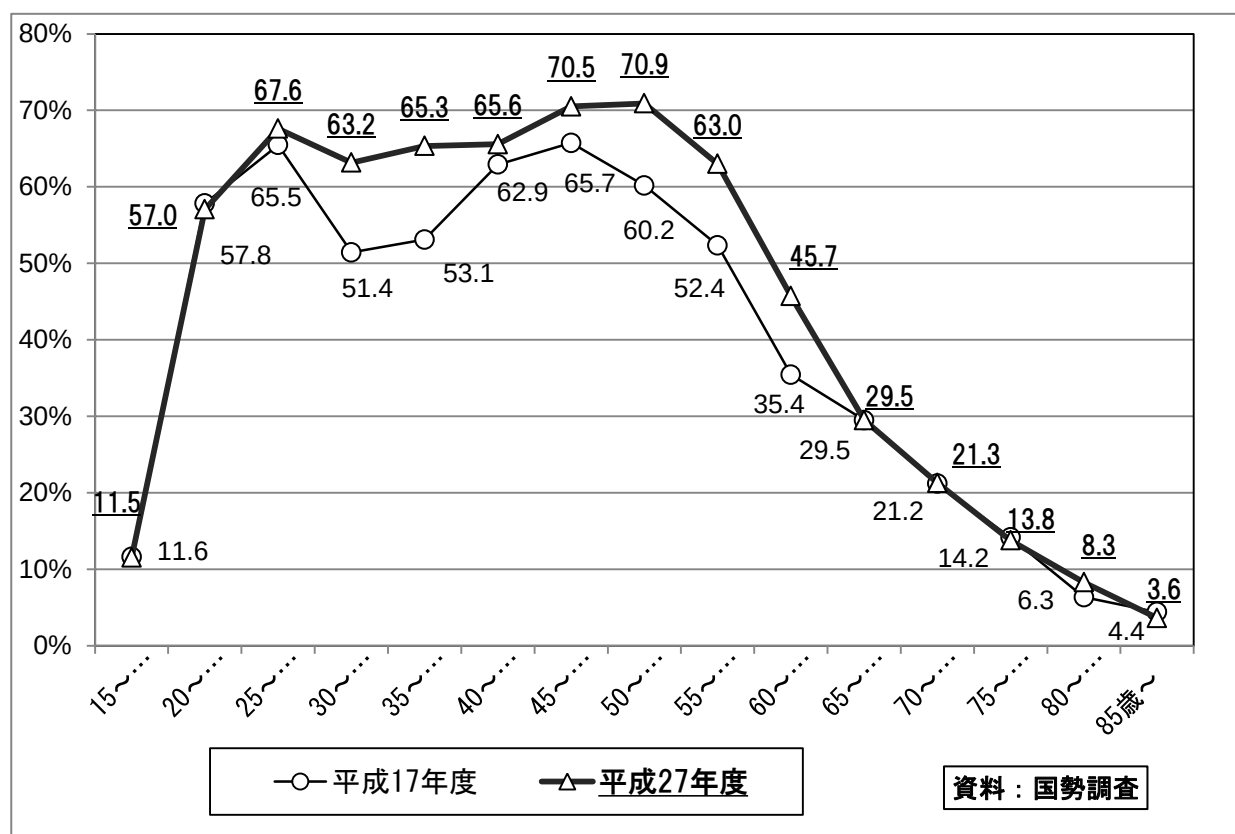
◆天理市身体障害者手帳所有者数



◆天理市療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所有者数



◆天理市の女性就業率の推移



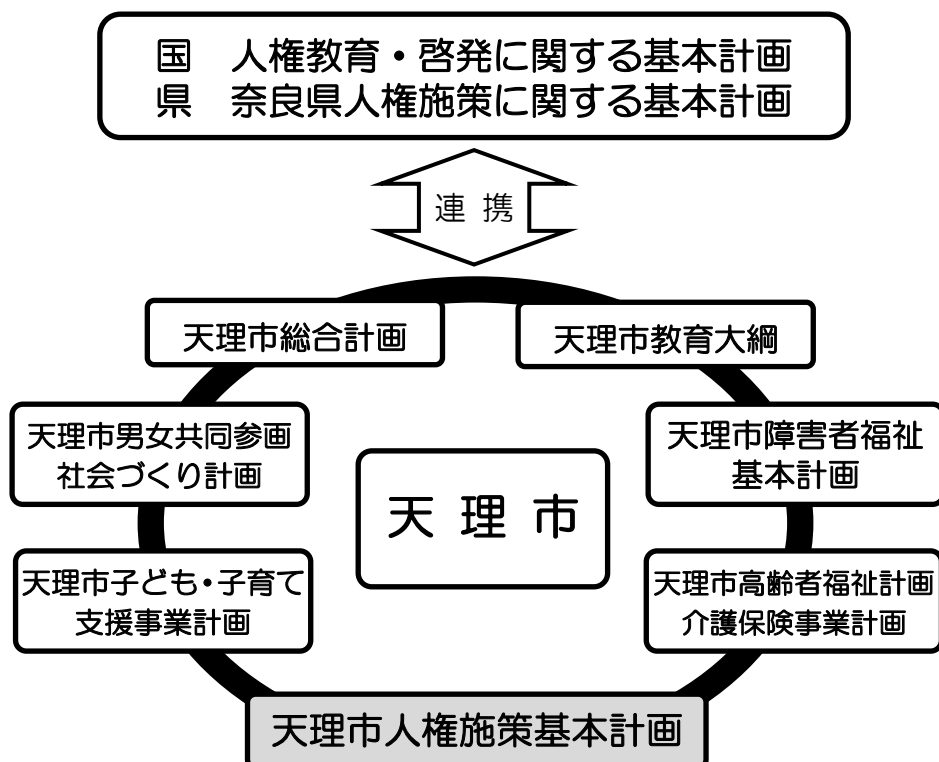
3 計画改定の趣旨

本市における人権問題の解決への取り組み及び啓発活動の推進に関し、その成果と課題を明らかにするとともに、今後の人権啓発等の資料を得るため、2016（平成28）年8月にアンケート（人権に関する市民意識調査）を行いました。その調査結果を基に、市の状況や課題を踏まえ、社会情勢の変化やその他の行政機関の人権に対する取り組みとの整合性を図り、施策を総合的・計画的に進めるため「天理市人権教育・啓発に関する基本計画」を「天理市人権施策基本計画」と名称を改め、内容を改定しようとするものです。

4 計画の位置づけ

本基本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、また、国や県の方針・動向及び社会情勢の変化を勘案しつつ、本市の人権施策を総合的・計画的に推進するための基本計画です。

また、奈良県の「奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例」や「奈良県人権施策に関する基本計画」をふまえ、「天理市総合計画」や「天理市男女共同参画社会づくり計画」、「天理市障害者福祉基本計画」などの諸計画との整合性をとりながら、人権教育・啓発をはじめとする各種人権施策・事業及び推進体制等を総合的かつ体系的に明らかにするものです。



本計画の期間は、2017（平成 29）年度から 2026（平成 38）年度までの 10 年間とします。

誰もが尊重される地域社会の実現

基本的施策の推進

- 1 人権教育の推進
- 2 人権啓発の推進
- 3 人権擁護及び相談機能の充実
- 4 市民参加による人権学習の推進
- 5 プライバシーや個人情報保護の推進
- 6 調査研究の推進

分野別人権施策の推進

- 1 同和問題
- 2 子どもの人権
- 3 女性の人権
- 4 障害者の人権
- 5 高齢者の人権
- 6 インターネット上の人権
- 7 外国人の人権
- 8 患者等の人権
- 9 その他の人権問題

6 計画の基本理念

本計画は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づき策定するものであることから、同和問題をはじめ、子ども、女性、障害者、高齢者及び外国人等への人権侵害をなくすための市及び市民の責務を明らかにし、人と人との結びつきを大切にした人権尊重のまちづくりの実現に寄与することを目的とします。

（１）人権意識の高揚

人権意識とは、人権に関する知識や技能のほか、偏見や差別に気付く感覚など、日常生活の中で人権を尊重できる意識であるといえます。すなわち、人権意識は、豊かな感性を基盤に磨かれた人権感覚と人権にかかわる学習で得た知識や技能が一体化したものであるといえます。

人権問題を単に知識として理解するのではなく、また差別などを他人事とせず自らの課題として捉え、日常に潜む人権問題に対し直感的に気付くような感性や人権感覚をはぐくみ、あらゆる場面で活かすことが出来るよう人権意識の高揚と醸成を図ります。

（２）誰もが尊重されすべての人が共存できる共生社会の実現

共生社会とは、全ての人が平等であり、性別、国籍、年齢、障害の有無など、さまざまな違いのある人が、それぞれ自立し、相互に支え合い、主体的に暮らしていける社会です。天理市では、人間の多様性を前提として、お互いの異なる考え方や生き方を認め合い、自他の人権・個性を尊重し合い、多様性を受容する共生社会の実現を目指します。

（３）人権のまちづくり（人権行政）の推進

人権のまちづくりは、部落差別撤廃にむけた取り組みの中から提起されてきました。この取り組みの成果と教訓を生かし、さまざまな人権課題を解決していこうとする人々と連携し、地域社会の諸課題の解決に取り組むための活動として、広がりを見せてきています。

また、人と人が豊かにつながりあえる「人権のまちづくり」には、すべての人がお互いの人権を尊重し、支え合う社会づくりを進める必要があります。本市においては、人権尊重の精神の下、全ての施策を推進して行きます。

第2章 基本的施策の推進

1 人権教育の推進

「人権教育・啓発推進法」によると、人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」を指し、人権感覚を養っていくために組織的・計画的に行う必要があります。

天理市においても様々な人権問題があり、時代の変化に伴い、人権に関する新たな課題も見受けられるようになってきています。

このような状況を踏まえ、すべての人々の基本的人権が尊重された社会の実現をめざしていくためには、市民一人ひとりが基本的人権の意義や人権尊重の理念について理解を深めるとともに、日常生活において人権の大切さに気付く豊かな感性を育むことや、一人ひとりの存在を認め合い、互いに個性を尊重することによって人権を尊重した言動ができることが大切です。

そのためには、これまでの人権教育の成果と課題を踏まえつつ、家庭、学校、園（所）、職場、地域における人権教育の機会をさらに充実させ、学校教育と社会教育との連携を図りながら体系的・計画的に推進する必要があります。

（１）現状と課題

2016(平成 28)年に実施した「人権についての市民意識調査」では、人権が尊重される社会を実現するには、「学校における人権教育を充実する」が 50.8%、「幼児の時から多様な個性を認めあえる教育を推進する」が 41.4%と、ともに高くなっています。幼児期や小学校の頃から人権に関わる教育を充実させることが、「人権のまちづくり」を実現する上でたいへん重要であると考えられています。

本市では、特に学校等における人権教育の推進に力を入れており、「人も自分も大切にする確かな人権感覚づくり」の理念を学校教育活動の中心に位置づけ、「人の痛みがわかり、いじめを許さない心を育てる教育」をはじめ、互いに認め合い、励まし合い、支え合う集団づくりのための体験活動を推進しています。

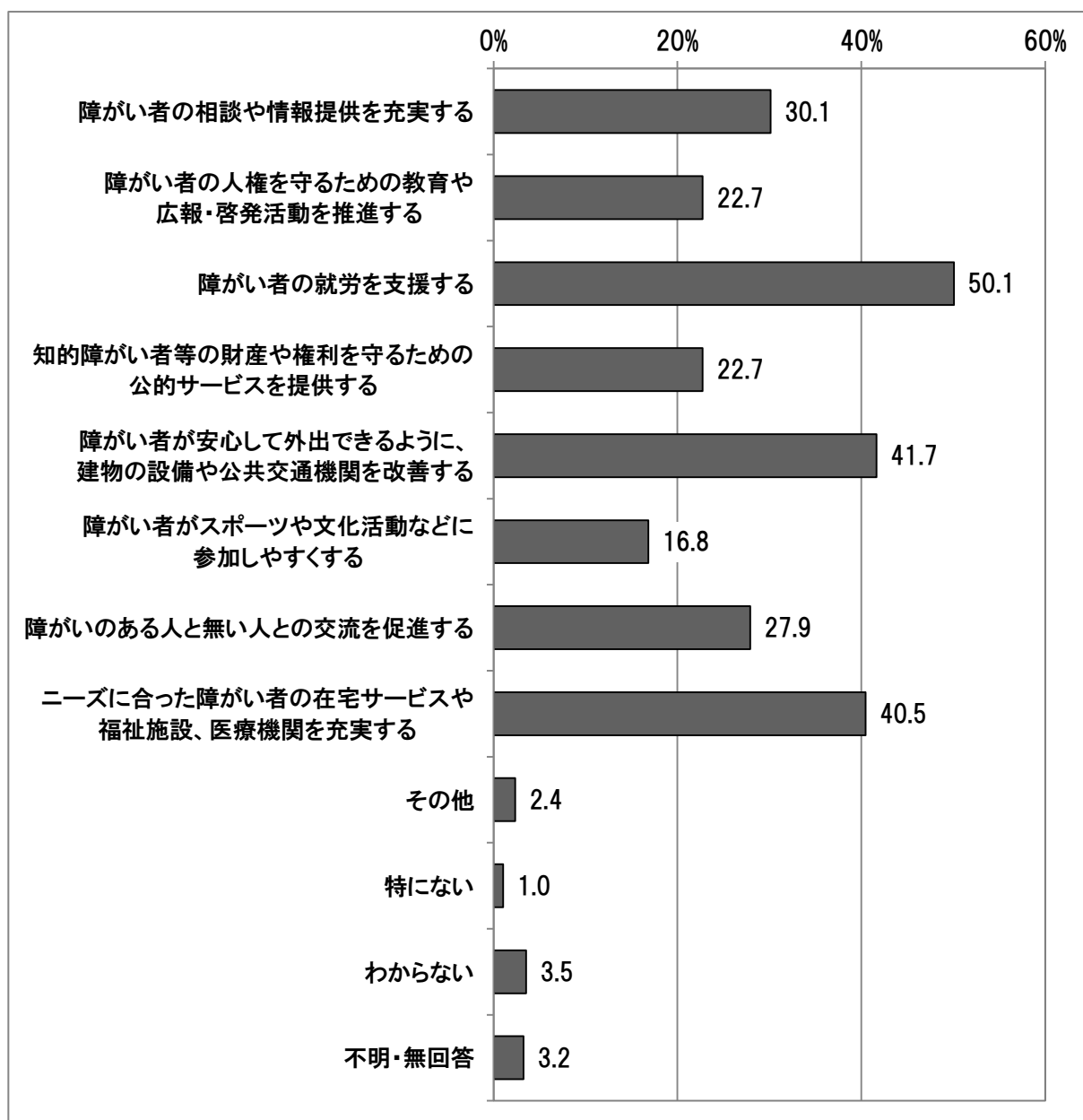
また、社会教育における人権教育についても、幼児から高齢者まで幅広い年代に対して学習施設や教材の提供など、人権に関するさまざまな学習の支援に努めています。さらに、社会や家庭内において、人権の大切さを学び、互いの人権を尊重する心を育てるために、人権学習会をはじめとする学習会や男女共同参画社会の実現に向けた各種講座

等の開催を行っています。

そして、学校教育の担い手である教職員に対しても研修会や懇談会への参加を促し、人権意識や指導力の向上を図っており、市職員に対する人権研修についても、各種一般研修の充実や管理職研修時における人権研修など、所属長を中心に職場内の人権意識の高揚に努めています。

○人権が尊重される社会を実現するために取り組むべきこと

(MA) N=677



(2) 今後の方向性及び取り組み

項 目	今 後 の 方 向 性 及 び 取 り 組 み	担当部署
家庭における人権教育の推進	家庭は、子どもたちの人権意識の形成に重要な役割を担っています。そのため、子どもたちが自他を大切にできる心を育めるよう、家庭教育に関する啓発の推進を図ります。	人権センター
	地域や家庭において、人と人との絆や人権を大切にする心を育む環境づくりのため、「校区別人権学習会」や「人権ふれあい集会」の開催を継続的にを行います。	
学校等における人権教育の推進	就学前においては、乳幼児期が人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。そのため、幼児の発達の特性を踏まえ、周りの人との関わりを通して、共感や思いやりの心を育てます。また、適切な環境の下、生命の大切さに気づかせ、豊かな心情を育てるなど、人権尊重の精神が育まれるように努めます。	児童福祉課 学校教育課
	学校の教育全般を通じた人権教育の推進により、自他を大切にすることができる人権感覚を身につけられるように努めます。	学校教育課
	社会性や人間性を高めていくため、社会教育との連携を図ります。また、自然体験やボランティア活動、障害者・高齢者・外国人等との交流を取り入れた教育の充実を図ります。	学校教育課 生涯学習課
社会教育における人権教育の推進	幼児から高齢者までのライフサイクル※6に応じて、生涯学習の視点から自発的な学習ができるよう、公民館等の学習施設を中心に講座の開設や交流活動など、人権に関するさまざまな学習機会の提供に努めます。	人権センター 嘉幡コミュニティセンター 御経野コミュニティセンター
	広く市民の学習意欲を高められるよう、体験活動や身近な課題等を取り上げ、魅力ある学習プログラムの開発に努めるとともに、さまざまな指導者の確保に努めます。	学校教育課 生涯学習課
	人権に関わる教育活動の充実のため、天理市人権教育推進協議会※7機関紙「なかま天理」の発行や、人権啓発ビデオの貸出しなどを継続して実施します。	人権センター
市職員に対する人権教育の推進	各種一般研修や、管理職研修時における人権研修などを充実させ、所属長を中心に職場内の人権意識の高揚に努めます。	人事課
教職員に対する人権教育の推進	人権教育の担当者を中心に、情報交換を密にし、研修や教育実践を互いに評価し合える環境を整え、より良い研修の充実に努めます。	学校教育課

※6 ライフサイクル…人の一生の過程。

※7 天理市人権教育推進協議会…天理市内の同和教育の推進を教育委員会と連携しながら進めるため、1972（昭和 47）年に結成された団体（結成当時は、「天理市同和教育推進協議会」）。現在は、市内の企業・民間団体を含む 60 以上の団体が加盟しており、人権尊重のまちづくり実現のために様々な活動を行っている。

2 人権啓発の推進

人権啓発とは、「人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的に行われる各種の研修・情報提供・広報活動等」を意味し、市民の人権意識が暮らしの中に根づき、文化として定着することを実現するためには、人権教育とともに人権啓発の積極的な推進が必要です。

また、啓発の手法としても、従来のテレビやラジオ、新聞だけでなく、インターネット等も含めた多様なメディア媒体の積極的な活用も進める必要があります。

(1) 現状と課題

2016(平成 28)年に実施した「人権についての市民意識調査」で、市民の人権尊重の意識が 10 年前と比較して、「やや高くなっている」が 29.7%と最も高くなっています。「高くなっている」もしくは「やや高くなっている」の合計は 46.1%と 4 割を超えており、人権意識がある程度浸透しているように考えます。しかし、「以前と変わっていない」が 28.4%となっており、更なる啓発が必要となります。

また、市の人権についての取り組みの周知度について、「市の広報紙『町から町へ』やホームページ等での広報活動」が 60.6%、ついで「校区単位での人権学習会」が 46.7%、「毎月 11 日は『人権を確かめあう日』※8における街頭啓発」が 35.5%となっています。それに比べ、「人権擁護委員による人権相談」が 17.3%、「人権ふれあい集会」が 19.9%と低くなっており、また「どれも知らない」が 14.9%あり、更なる周知・啓発していくことが必要です。

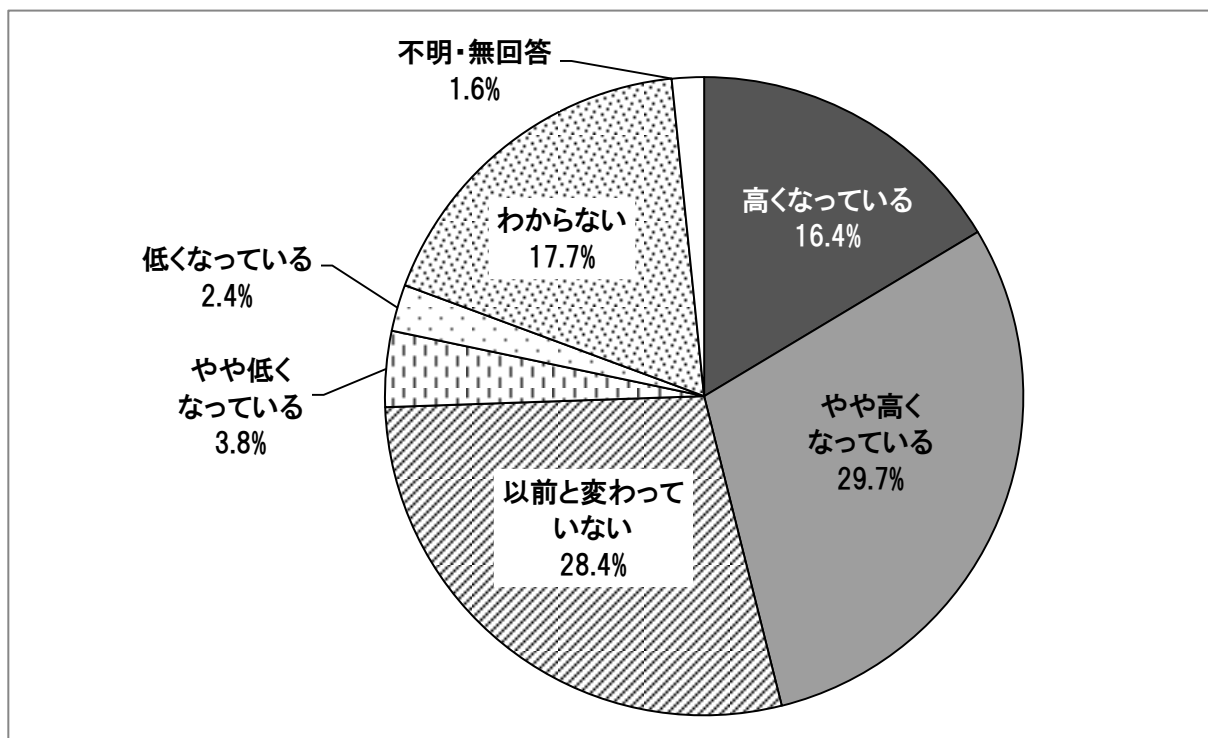
さらに、人権意識を高めるための有効な教育や啓発方法については、「人権に関する映画・テレビ番組・ビデオなど映像を通じての学習や啓発を行う」が 48.9%、「県や市の広報紙などで啓発を行う」が 38.3%、「人権に関するフェスティバルなどの交流イベントを開催する」が 17.9%となっています。現在、市では、「人権ふれあい集会」、「毎月 11 日は『人権を確かめあう日』における街頭啓発」など行い、市民の人権意識の高揚を図っていますが、視覚に訴える映像を通しての学習・啓発にも力を入れる必要があります。

今後も、あらゆる機会・媒体を活用しての啓発を行いながら、法務局をはじめとする関係機関や天理市人権教育推進協議会などの関係団体との協力・連携を強化し、啓発活動の推進に努めます。

※8 毎月 11 日は「人権を確かめあう日」…同和対策審議会答申が出された 1965(昭和 40)年 8 月 11 日を記念して制定された日。
「11」は「1(ひと)」「1(ひと)」とも読むことができ、「11」を横にすると「= (イコール、等しい)」に見えることから、「人は等しい」というキャッチフレーズができた。

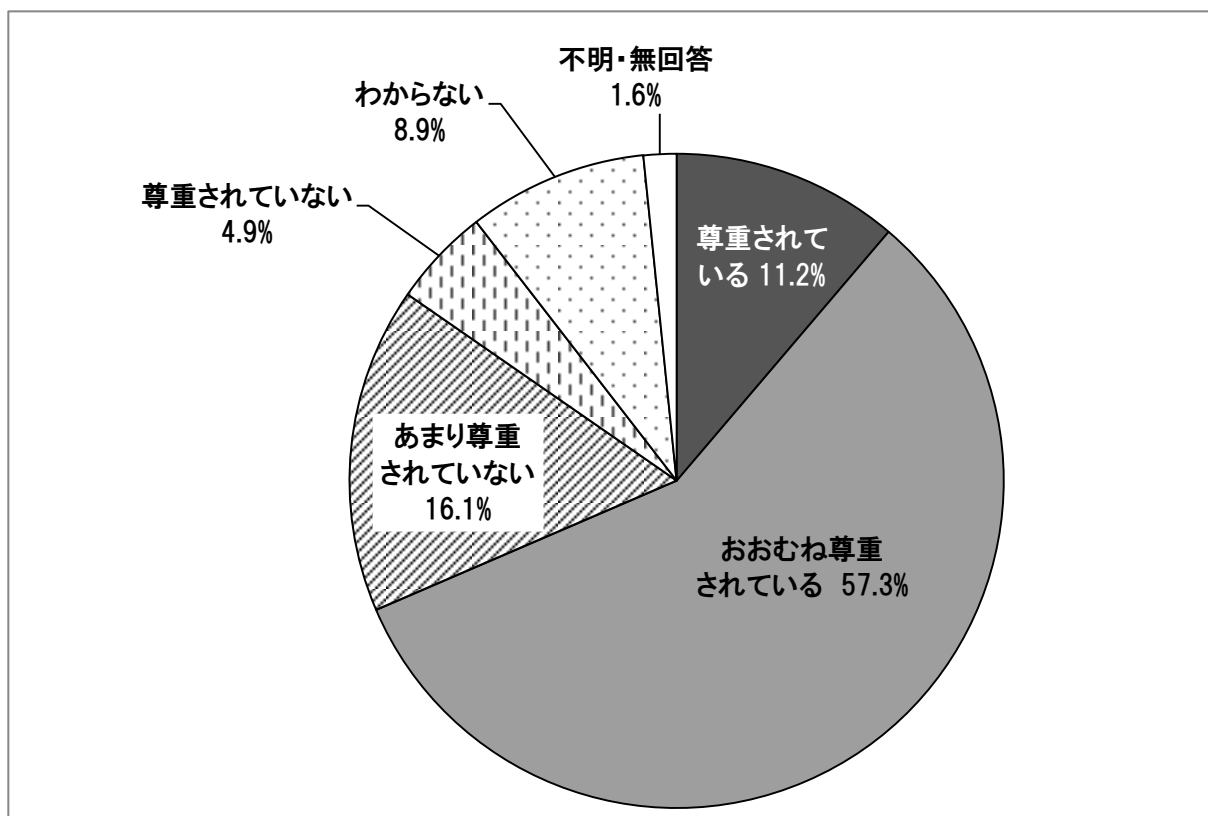
○市民の人権尊重の意識が、10 年前に比べ高くなったか

(SA)N=677



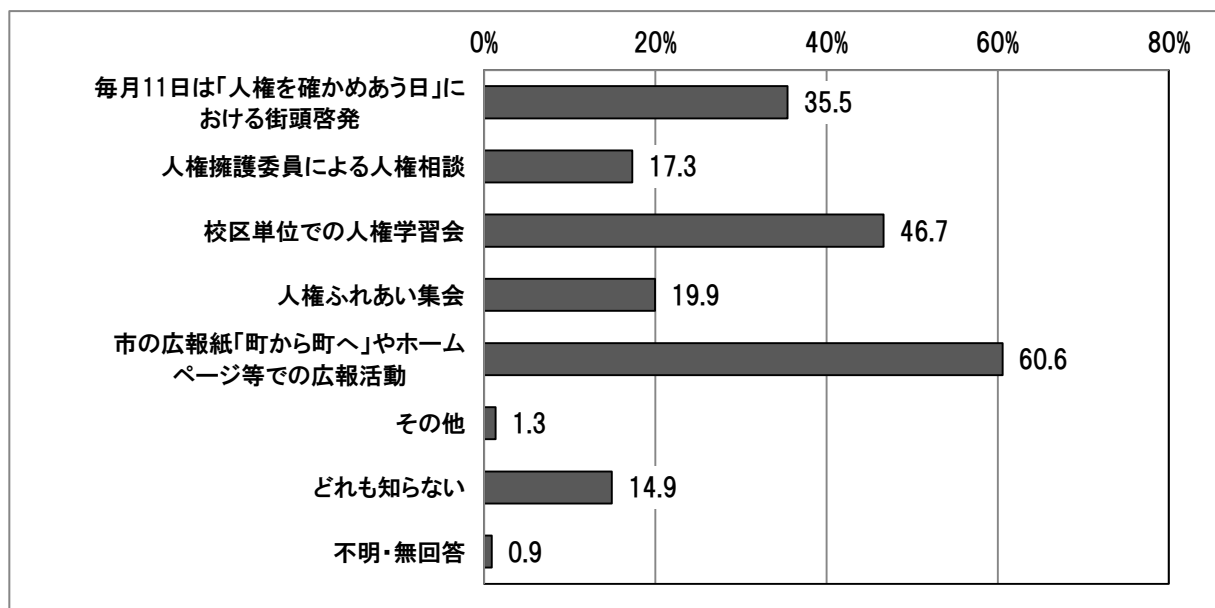
○人権が尊重されていると思いますか

(SA)N=677



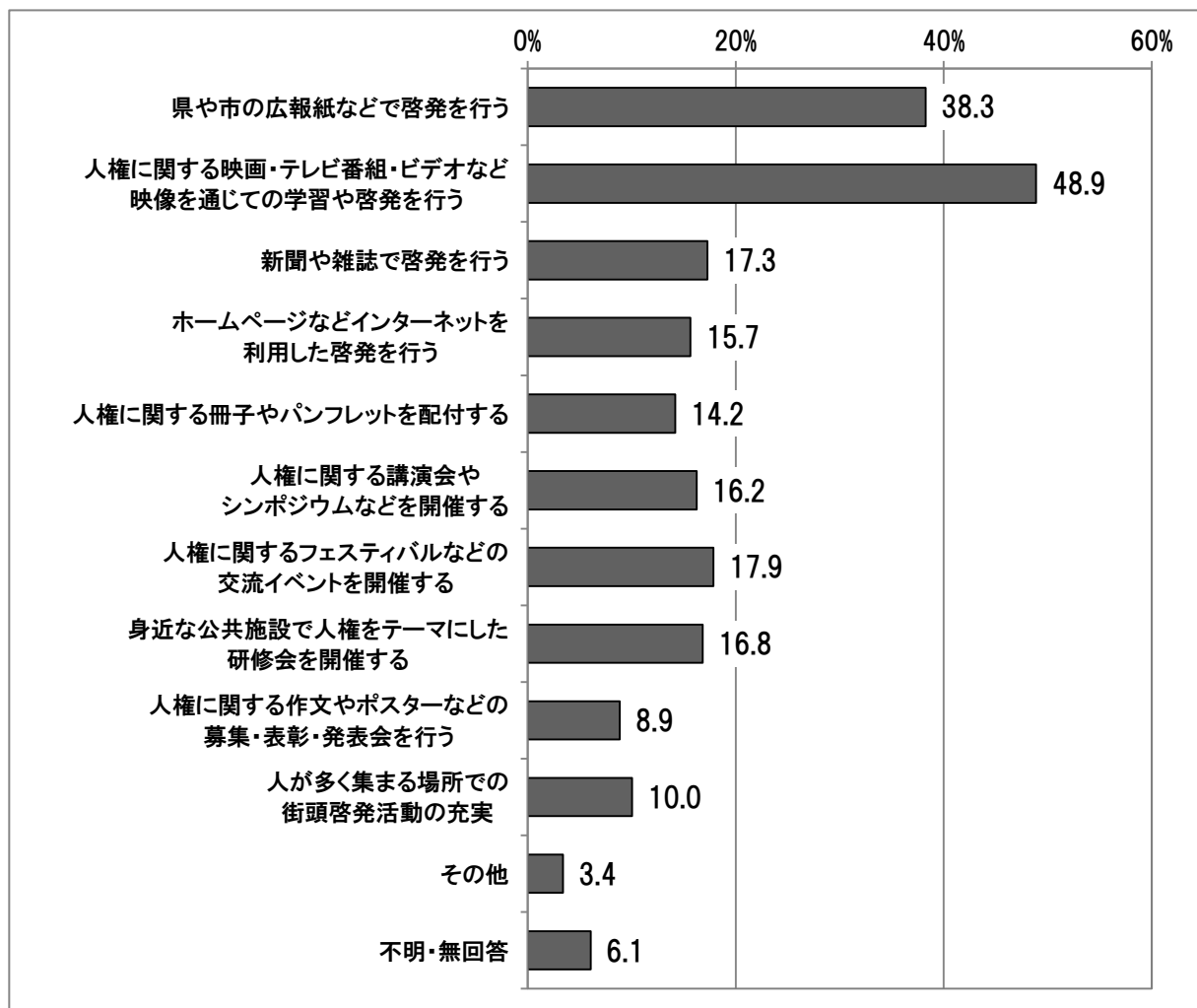
○市の施策の周知度

(MA) N=677



○人権意識を高めるための有効な教育や啓発方法

(MA) N=677



(2) 今後の方向性及び取り組み

項 目	今 後 の 方 向 性 及 び 取 り 組 み	担当部署
人権啓発行事の開催	人権及び人権問題への関心を高めるために、これまで実施してきた人権標語の募集、掲示に加え、広く市民を対象に人権作文やポスター等を募集します。また、これらの作品を市民向けのメッセージとして人権教育や啓発に活用します。 「毎月11日は『人権を確かめあう日』」における啓発活動をはじめ、市内の小中学生を対象にした啓発ポスター募集、幼児向けイベントの開催、パネル展示などを含めた「人権ふれあい集会」を開催し、市民の人権意識の高揚を図ります。	人権センター
広報紙・啓発資料等による人権啓発	市の広報紙による啓発を継続するとともに、テレビ、インターネット等のさまざまな媒体を活用しながら「差別をなくす強調月間※9（7月1日から31日まで）」期間中の啓発活動を充実させます。また、身体的な障害や言語が異なることなどから、情報の入手が困難な方々に対しても、広報媒体を工夫するなどし、可能な限り情報格差が生じないように配慮します。 市民に配付する啓発物品（ポケットティッシュ等）についても、より関心が得られるよう工夫する等、その充実を図ります。	人権センター
企業に対する啓発の推進	各種企業の研修会等において、啓発ポスター、啓発冊子、啓発グッズ等を配付します。また「毎月11日は『人権を確かめあう日』」啓発用のぼり旗を提供するなど人権啓発への協力を行います。	人権センター
関係機関・団体との連携・協力	今後も、人権擁護関係団体との連携・協力体制を維持しながら、各種啓発事業を推進します。 差別事象など、人権侵害事例への対応については、法務局及び「啓発連協」をはじめとする関係機関や関係団体との連携を強化し、今後の啓発活動に生かすとともに、再発防止に努めます。 天理市人権教育推進協議会・天理市人権ネットワーク会議と協力し啓発活動を進めます。 奈良人権擁護委員協議会※10（第4部会）と協力し、保育所等での「人権の花運動」や「人権出前教室」を実施します。	人権センター

※9「差別をなくす強調月間」…1969（昭和44）年7月10日に「同和対策事業特別措置法」が制定されたことを記念して定められた月間。

※10 人権擁護委員…人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり、人権の考えを広める活動をしている民間ボランティア。現在では、約14,000人が法務大臣から委嘱され配置されている。

3 人権擁護及び相談機能の充実

人権が侵害された場合の司法による救済や人権侵犯事件に対する法的救済は国の専管事項ですが、人権が侵害されるおそれのある人や、現に侵害されている人に対しては、市としても解決のための助言や一時的な保護を行うなど、相談支援体制の充実を図る必要があります。特に、近年の複雑・多様化する人権相談に対応するためには、関係各課、各機関との連携や相談員の資質向上が必要不可欠です。

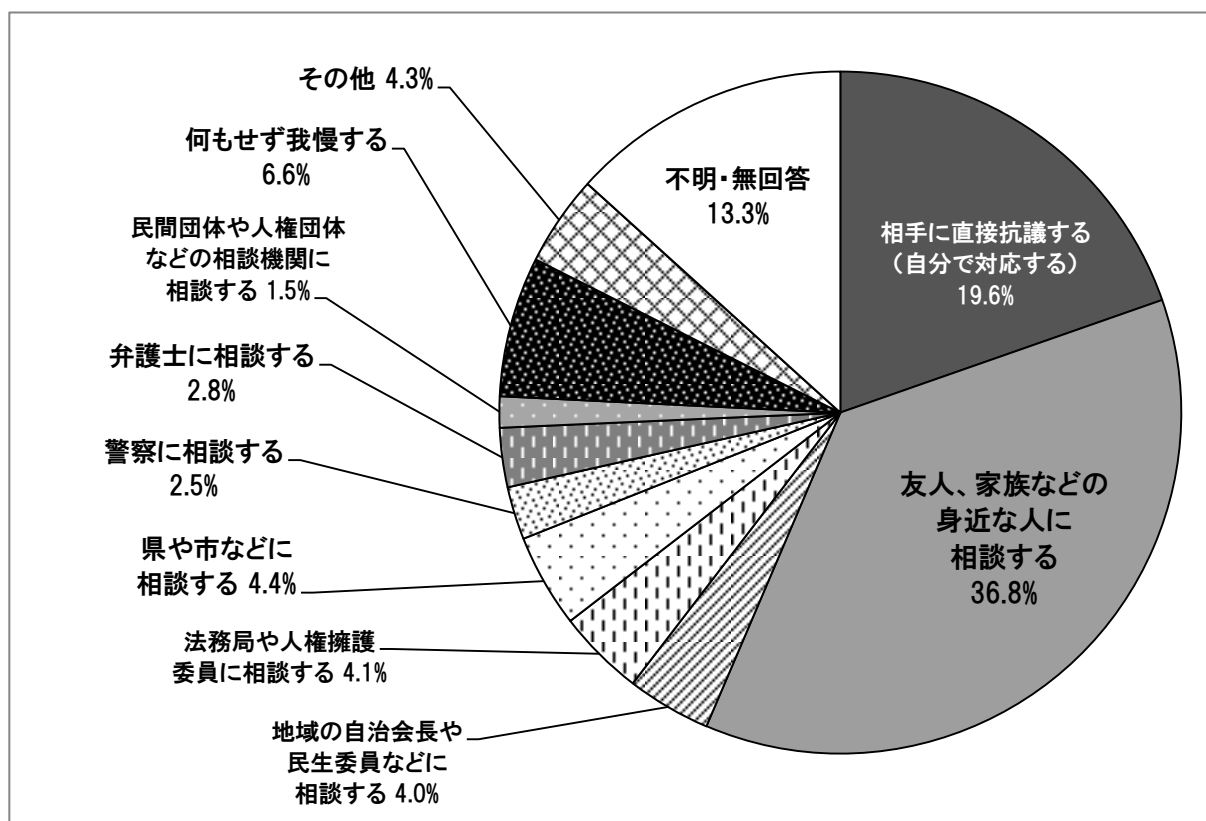
(1) 現状と課題

2016(平成28)年に実施した「人権についての市民意識調査」では、人権が侵害されたときの対処方法について、「友人や家族などの身近な人に相談する」が36.8%と最も高く、対して、公共機関に相談する割合は低いものとなっています。これは、現在の相談機関の体制及び対応が必ずしも十分ではなかったということが影響していると考えられます。

現在市では、関係各課や法務局などの外部関係機関との相談・支援体制の充実や相談機関・窓口の連携強化に努めていますが、相談者が安心して利用できる環境づくりを行うことが重要です。

○人権が侵害されたと感じた時の対処方法

(SA)N=677



(2) 今後の方向性及び取り組み

項 目	今 後 の 方 向 性 及 び 取 り 組 み	担当部署
人権侵害事例への対応	差別事象等の人権侵害事例に対して、関係機関・団体等との協力・連携を強化し、被害者の人権回復に向けた対応を図ります。	人権センター
相談機関・窓口の連携強化	法務局や県をはじめ、専門的な相談機関との連携を強化し、情報交換を図るなど相談体制の充実に努めます。	人権センター
相談体制の充実	市民が抱える様々な人権相談には、法務局や人権擁護委員が対応していますが、今後も法務局等と連携を強め、安心して利用できる相談事業の充実に努めます。	人権センター
	同和問題を含む、子ども、女性、障害者など対象者別の人権相談については、関係各課の相談窓口においても対応し、それぞれの相談内容や対象者の属性に応じた対応ができるよう、国・県の関係機関との連携を強化して取り組みます。	男女共同参画課 人権センター 社会福祉課 介護福祉課 児童福祉課
救済・支援体制の充実	相談を受けた主管課が、市の関係部署や法務局等の外部関係機関と連携しながら救済、支援していく体制をとっており、被害者の一時的な保護も含め、被害者の救済が図れるよう、体制の充実に努めます。	関係各課
地域としての体制の構築	児童に対する虐待を防止し、地域社会の中で安全・安心に暮らせるよう、地域での体制づくりに努めます。	児童福祉課 学校教育課
	高齢者虐待を防止する支援体制づくりに取り組むとともに、一人暮らしや夫婦のみの高齢者世帯の孤立を防止し、地域社会の中で安全・安心に暮らせるよう、地域包括ケア※11の推進に努めます。	介護福祉課

※11 地域包括ケア…需要に応じた住宅が提供されることを基本としたうえで、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスを日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供していくという考え方。

4 市民協働の推進

人権問題の解決は、行政による施策のみではなく、市民一人ひとりが自分自身の問題としてとらえ、行動することによって実現されます。

多様な交流を通して、豊かな人権関係をはぐくみ、共に学び合い、支え合う人権文化を創造するため、市民の自主的な取り組みを支援するとともに、関係団体との協働を推進する必要があります。

（１）現状と課題

市が掲げる「誰もが尊重される地域社会の実現」には、行政だけでなく市民やボランティア、関係団体への支援や協働が必要です。そのため、企業や団体が学習会や研修を行う際に学習教材を提供したり、天理市ボランティアセンターを通じたボランティアや関係団体、市内で活動している公共的団体に対し支援を行うなど、可能な限り支援することが重要となります。

（２）今後の方向性及び取り組み

項 目	今 後 の 方 向 性 及 び 取 り 組 み	担当部署
人権学習の促進	市民の自主的な人権学習の取り組みを促進するために、企業・団体が学習会や研修を行う際に、講師の紹介や、各種人権啓発ビデオ・DVD等の貸し出しを行います。	人権センター
ボランティアの支援	人権に関わるボランティア活動の促進を図り、市民・ボランティア団体や関係機関等との協働を推進します。	
市民の自主的な活動の促進	活動団体の交流を図り、市民の自主的な活動を促す啓発事業の企画に努めます。	

5 プライバシーや個人情報の保護

これまで、プライバシー権とは、「ひとりにしてもらふ権利」や「個人の私生活をみだりに公開されない権利」といったように、私生活や秘密が守られる権利として知られてきました。しかし、その後コンピュータ技術等のめざましい発展による高度情報化社会が訪れ、生活は便利で豊かになりましたが、その一方で、「個人情報」が本人の同意を得ないまま利用されたり、インターネットを通じて公開されるといった、プライバシーに関わる新たな問題が起こるようになりました。その上、ネットワーク化が進んだことにより、一旦流出した個人情報は従来と比較にならないほど、短時間で広範囲に広がってしまいます。

これを踏まえて、「自己に関する情報を自分自身の判断でコントロールする」といった考えが、新たなプライバシー権として捉えられるようになり、1980（昭和 55）年にOECD（経済協力開発機構）が、プライバシーの保護に関するガイドラインを採択しました。これを契機に、諸外国においても、プライバシーや個人情報の保護に関する法律等が制定され、日本では2002（平成 14）年に「個人情報の保護に関する法律」が施行されました。

しかし、結婚差別や就職差別につながる身元調査問題や、住民基本台帳や選挙人名簿の閲覧問題など、今後の法整備が必要と考えられているものもあります。プライバシー権の捉え方はさまざまですが、人間が個人としての尊厳を守る大切な権利であることから、プライバシー権の保障は、今後ますます重要になっていきます。

（1）現状と課題

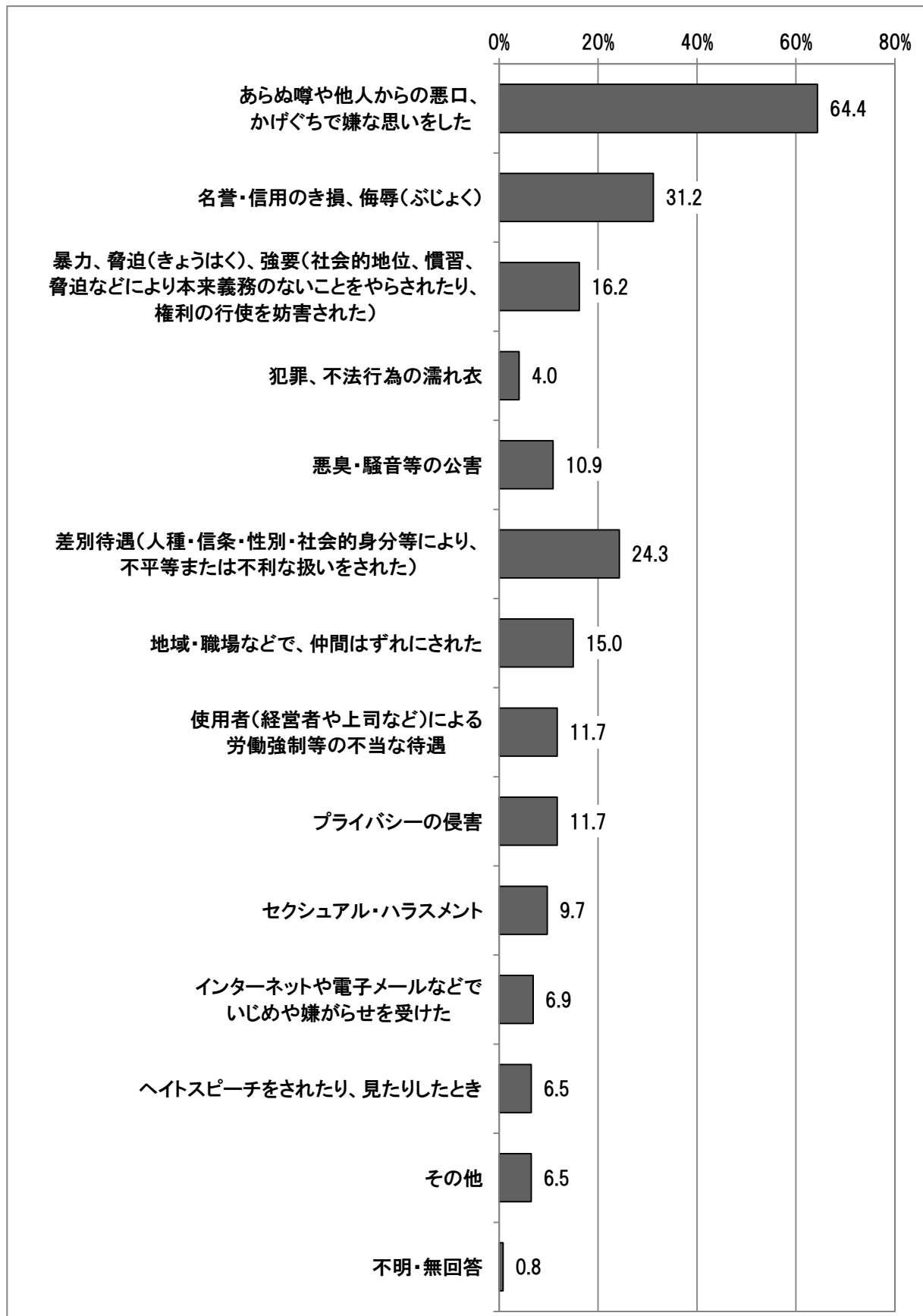
2016（平成 28）年に実施した「人権についての市民意識調査」では、人権が侵害されたと感じたことの内容について、「あらぬ噂や他人からの悪口、かげぐちで嫌な思いをした」が64.4%と最も高く、次いで、「名誉・信用のき損、侮辱」が31.2%となっており、「プライバシーの侵害」は11.7%と、他の項目と比べると低くなっています。

市では、2003（平成 15）年施行の「天理市個人情報保護条例」に基づき、市職員に対する啓発や、学校教育の場におけるプライバシーや個人情報保護に対する意識の向上に努めています。

また、高度情報化社会に対応するため、管理職員を対象とした研修会や、全職員を対象とした情報セキュリティ研修の充実も図っています。

○人権が侵害されたと感じたことは、どんな内容

(MA) N=247



(2) 今後の方向性及び取り組み

項 目	今 後 の 方 向 性 及 び 取 り 組 み	担当部署
プライバシーや個人情報保護に関する意識向上のための教育・啓発	学校教育の場において、プライバシーや個人情報の保護への理解を深め、自他のプライバシーを大切にする児童・生徒の意識向上に努めます。	学校教育課
	プライバシーや個人情報の保護に関する正しい知識を、市民へ提供し、市全体の意識向上に努めます。	人権センター
高度情報化社会に対応した人材の育成	セキュリティ意識向上のため、今後も各課情報化推進員及び情報担当者等を対象とした情報セキュリティ研修を実施するとともに、必要に応じて、業務主管課長を対象とした研修会を開催します。また、全職員を対象としたeラーニング※12等による情報セキュリティ研修を行います。	情報政策課
	指静脈認証システム、ディレクトリ・サービス・システム※13、ファイル暗号化システム等の新しいセキュリティ技術の導入及びその検討を行います。	
	学校教育の場において、自他のプライバシーを守るために必要な知識、技能や情報モラルを身につけるための教育を行います。特に、インターネット等の利便性や危険性を学び、安全な利用方法を身に付ける教育を行います。	学校教育課
身元調査等の防止のための啓発	結婚差別や就職差別などの重大な人権侵害につながる身元調査等を防止するための啓発を行います。	人権センター
相談体制の整備	個人情報ที่ไม่正に使用されるなどといった、プライバシーの侵害を受けた場合に、的確な相談や助言を受けられるよう、相談体制の充実に努めます。	人権センター

※12 eラーニング…主として、インターネットやICTを利用した学習形態を指す。従来の集合研修のように、講師と受講者が同じ場所に長時間いる必要がないことが利点として挙げられる。

※13 ディレクトリ・サービス・システム…コンピュータネットワーク上にある様々な情報を収集・記録し、それらを検索できるサービスシステム。

6 調査研究の推進

人権問題の多くは、心や意識の問題として潜在しているとともに風習や制度とも関連しており、その実態をとらえることは難しくなっています。依然として、社会の中ではさまざまな偏見や差別が存在し、インターネット等を利用した差別事象も増加しています。そうした事象の背景や課題を明らかにするには、人権意識調査を行う必要があります。また、人権問題の解決に向けて効果的な施策を推進するためには、実態調査の実施や市民の声を聞き、着実に施策へ反映させることが重要となります。

(1) 現状と課題

市では、人権に関する諸施策の基礎資料を得るため、2016(平成 28)年 8 月から 9 月にかけて「人権についての市民意識調査」を実施しましたが、今後も定期的に調査を行い、施策を継続的に改善して行く必要があります。

また、人権啓発の効果的な方法についても研究をすすめ、積極的に導入・改善を行います。

(2) 今後の方向性及び取り組み

項 目	今 後 の 方 向 性 及 び 取 り 組 み	担当部署
人権に関する市民意識調査等の定期的な実施	人権に関する諸施策の基礎資料を得るため、人権についての市民意識調査を定期的に行います。	人権センター
	市民意識調査の結果を市のホームページ等に公表し、市民や関係者等から意見を聴取する機会を確保します。	
	市職員が人権を尊重して職務を遂行していくため、市民意識調査の結果をもとに職員研修等を行います。	
研修の在り方に関する研究開発	体系的な人権啓発のための研修の在り方について研究をすすめ、体験型・交流型・参加型学習の導入・改善に取り組みます。	人権センター

第3章 分野別人権施策の推進

1 同和問題

1965(昭和 40)年の同和対策審議会の答申において、同和問題の解決は国の責務であると同時に、国民的課題であるとされました。この答申を受けて、1969(昭和 44)年に「同和対策事業特別措置法」が制定され、国及び地方公共団体が同和対策事業を実施する上で必要な予算措置を講ずるよう定められました。この法律は 10 年間の時限立法として始まりましたが、その後、3 年延長され、1982(昭和 57)年には、新たに「地域改善対策特別措置法」と名称を変え、5 年間の時限立法へと引き継がれました。

さらに、1987(昭和 62)年、同法の失効に伴い、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が 5 年間の時限立法として成立、以後、平成 4 (1992)年と平成 9 (1997) 年の一部改正によるそれぞれ 5 年ずつの延長を経て、15 年間にわたる地域改善事業が展開されてきました。しかし、2001 (平成 13) 年度末の失効により、財政法上における特別対策としての同和対策は終わりを迎え、残された課題は、一般施策によって解決を図ることとなりました。

この間、国、県、市では、互いに密接な連携を図りながら、実態的差別と心理的差別を解消するため、総合的な施策の推進と地域住民の自主的な努力によって、住環境の整備については、着実に成果を挙げ、目に見える格差は大きく改善されました。

しかし、結婚や就職に際しての身元調査や電話による行政機関への問い合わせのほか、差別落書きや差別投書など、人的意識によって引き起こされる差別は依然として報告されており、今も解決に至っていません。さらに、高額図書購入強要をはじめとする「えせ同和行為※14」や、インターネット上の差別を助長するような内容の書き込みや差別文書等のように、同和問題の解決を阻害する悪質な事案も後を絶ちません。

そうした中で、2016(平成 28)年に「部落差別解消推進法」が成立し、施行されました。この推進法には、「現在もなお部落差別は存在する」と明記されており、「基本的人権を保障する憲法の理念にのっとり部落差別は許されない」として、部落差別を解消するための対策を求めています。

※14 えせ同和行為…企業や行政機関等に対し、同和問題を口実にして利権を得るための不当な要求、不法な行為。

(1) 現状と課題

同和問題は、決して過去の問題ではなく、21世紀を迎えた今日でも、依然として未解決のまま取り残されている人権課題です。その解決は国をはじめとする行政の責務であるとともに、市民一人ひとりが主体的に取り組むべき重要な課題であるとされています。市では、各種啓発行事の開催、広報紙への掲載、「毎月11日は『人権を確かめあう日』」としての街頭啓発など、同和問題の解決に向けてさまざまな方法で市民に啓発を行ってきました。

2016(平成28)年に実施した「人権についての市民意識調査」では、同和問題に関する講演会や研修会への参加の有無について、「校区の人権学習会や各種団体による学習会、研修会」が41.4%と最も高くなっていますが、次いで、「参加したことがない」が37.7%となっています。不参加の理由については、「講演会や研修会が開かれているのを知らなかった」が44.7%、次いで、「関心がないので、参加しなかった」が29.4%となっており、市民の同和問題への関心度や講演会等の認知度の低さがうかがえます。また、講演会や研修会に参加した人の感想として、「同和問題の理解に役立った」が47.2%と最も高く、次いで、「同和問題について多少は知ることができた」が41.3%となっています。

同和問題を解決するために行うべき取り組みについては、「小学校や中学校などの人権教育で、同和問題に関する正しい知識を教える」が55.1%と最も多くなっており、教育の場において同和問題に対する積極的な取り組みが重要になっています。

現在、市では、人権ふれあい集会をはじめとする集会や校区単位での人権学習会、街頭啓発などの啓発活動を積極的行っています。

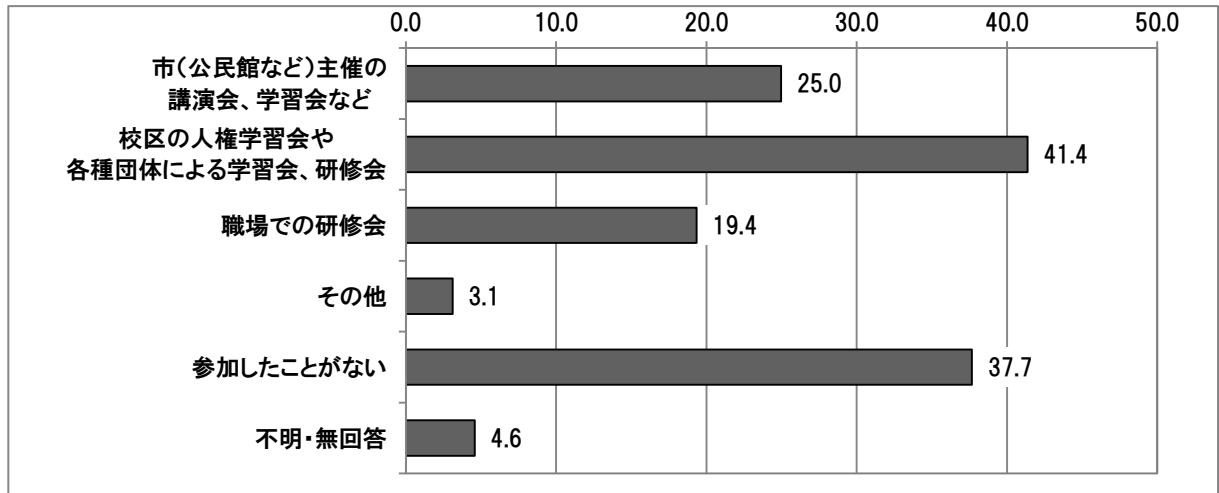
また、学校における人権教育については、同和問題を含むあらゆる差別の解消に向けて、人権問題に対する正しい知識を身に付けるための学習を推進しています。

さらに、教職員や行政職員への研修にもより力を入れ、人権感覚を磨き、高い人権意識を持続できるよう、研修内容の充実に努めるほか、他団体が実施する研修会への職員の派遣を行うなど、自発的な研修が促進されるような環境づくりを進めていきます。

人権を尊重し共に支え合う心豊かな地域社会をつくっていくためには、市民活動を行うボランティアやNPOの果たす役割も大きくなることが予想されます。今後は、これらの団体・機関の育成支援、活動の場や情報の提供等、協働の取り組みに向けた支援を促進する必要があります。

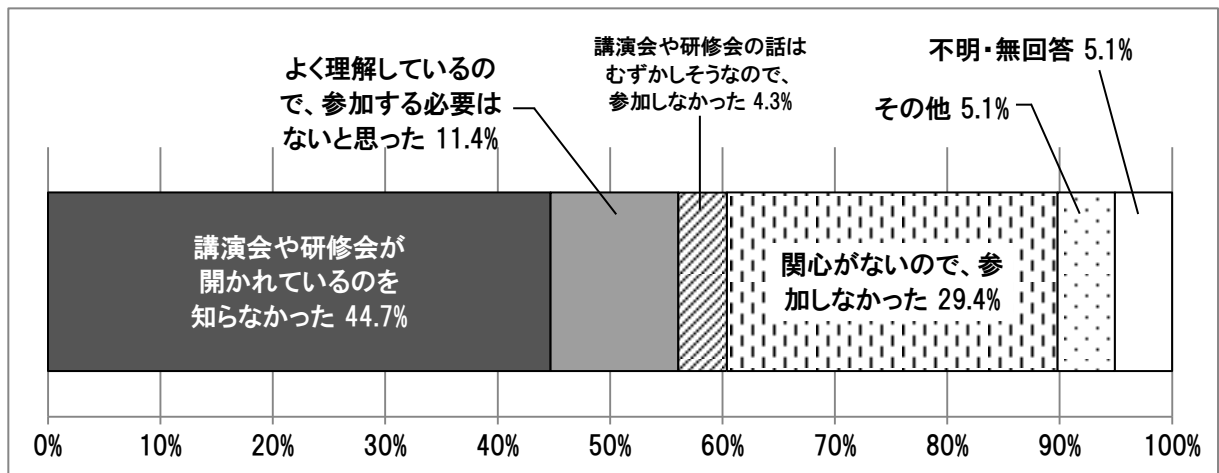
○同和問題に関する講演会や研修会に参加したことがあるか

(MA) N=677



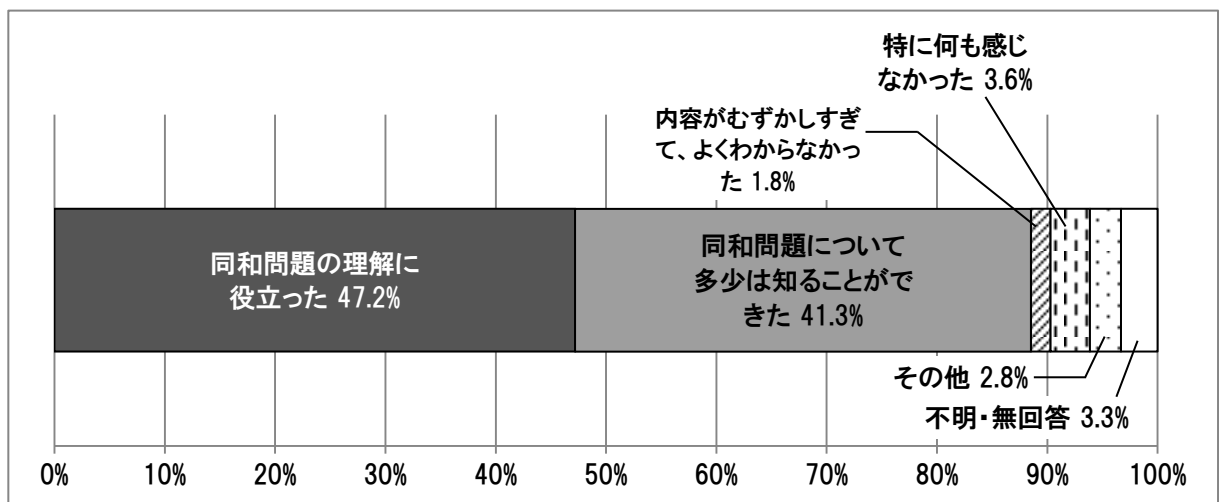
○講演会などへの不参加の理由

(SA) N=677



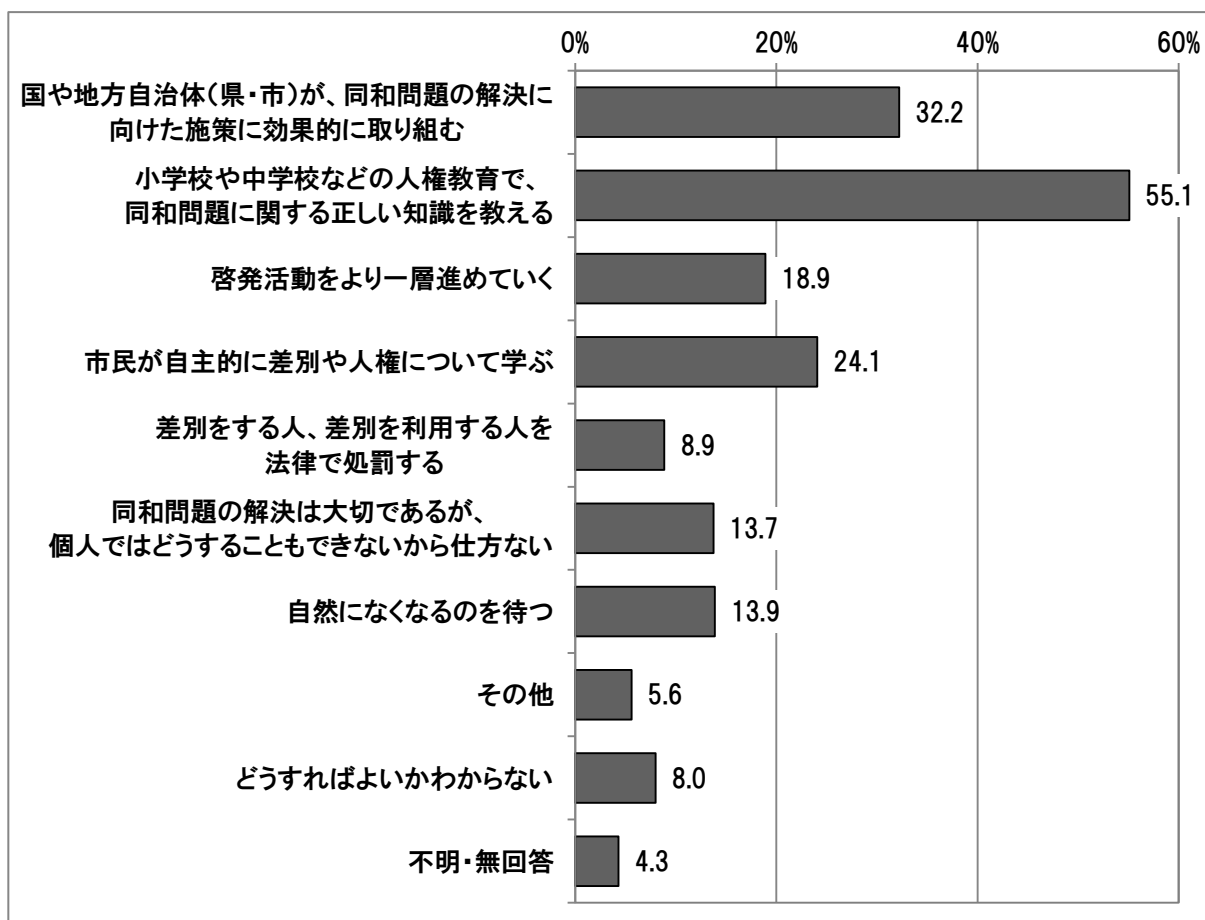
○講演会や研修会の内容について

(SA) N=677



○今後、同和問題を解決するためにはどのような方向が望ましいか

(MA) N=677



(2) 今後の方向性及び取り組み

項 目	今 後 の 方 向 性 及 び 取 り 組 み	担当部署
研修会・学習会 や啓発行事の実 施	同和問題に対する正しい理解と認識を深め、差別意識の解消を図るため、人権ふれあい集会をはじめとした啓発行事や各種広報活動、研修会・学習会などを積極的に開催します。	人権センター
	研修会・学習会の開催にあたっては、視聴覚教材の活用を図るとともに、若年層にも意欲的な参加が得られるよう、魅力的かつ効果的と思われる手法を取り入れます。	
関係機関・団体 等との連携強化	同和問題に関する広報活動や啓発行事等の開催にあたっては、国、県及び近隣市町等の関係機関・団体等と連携を強化し、効果的な開催やきめ細かな啓発活動に努めます。	人権センター
	身元調査やインターネット等の電子媒体への書き込み、企業における不公平採用などの人権侵害の事例については、関係機関・団体等との連携を強化し、今後の啓発に活かすなど、再発防止に努めます。	

項 目	今 後 の 方 向 性 及 び 取 り 組 み	担 当 部 署
学校における人権教育の充実	子どもたちが、人権についての正しい知識を身に付け、人権問題への適切な対応ができるよう、学校等における人権教育の充実を図ります。	学校教育課
保護者への啓発	保護者が人権問題に対する正しい理解と認識を深め、子どもに適切な指導ができるよう、保育所(園)・幼稚園・学校等において保護者を対象とした啓発を行います。	児童福祉課 学校教育課
教職員研修の充実	人権教育の効果を高めるため、教職員の資質や実践力の向上をめざし、幼稚園・小・中学校の教職員を対象にした研修の充実を図ります。	児童福祉課 学校教育課
行政職員研修の充実	新採職員研修や管理職研修等の際に人権に関する研修を実施するなど、行政職員として人権感覚を磨き、高い人権意識を持続できるよう、研修内容の充実を図ります。また、他団体が実施する研修会への職員の派遣や自発的な研修が促進されるよう、環境づくりをすすめます。	人事課 人権センター
地域における学習機会の充実	市民が同和問題についての学習機会を確保できるよう、地域への積極的な働きかけを行います。また、講師の紹介や学習教材の提供など、多くの方に学習の機会を提供するとともに、地域での効果的・自発的な学習活動が行えるよう取り組みます。	人権センター 生涯学習課
相談体制の充実	同和問題に関するさまざまな差別や偏見、人権侵害等に関する相談体制を充実します。また、専門的な相談機関との連携を強化しながら、その機能の充実に努めます。	人権センター
差別事象の再発防止	身元調査や差別落書き、企業における不公正採用、インターネット上での差別的書き込みなどの差別事象への対応について、関係機関・団体との連携を強化し、再発防止に努めます。	人権センター
企業等への啓発	採用や雇用における人権侵害を防ぐとともに、職場内での人権意識を高めることができるよう、企業等に対して同和問題についての正しい理解と認識を深める啓発を行います。	人権センター
えせ同和行為に対する啓発	えせ同和行為に対しては、同和問題を正しく理解することが重要であることから、関係機関との連携を強化し、企業、団体、市民等に向けて、えせ同和行為を許さない意識の醸成に努めます。	人権センター
関係団体等に対する支援と連携	人権教育推進協議会等の公的団体に対して、支援の継続と充実を図りながら、同和問題を含むあらゆる人権問題の解決に向けて、連携の強化を図ります。	人権センター

1994(平成6)年、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」が批准され、子どもの最善の利益を守り、健やかな発達と子ども独自の権利を擁護することが合意されました。子どもの成長について、家族は必要な保護の責務を負っており、地域社会はこれを支援していかなければなりません。

しかし、子どもを取り巻く環境は、少子化の進行や、国際化、核家族化、共働き家庭の増加、そして価値観の多様化などにより、著しい変化を遂げており、さまざまな課題を生み出しています。その中でも、子どもへの身体的・精神的虐待や、学校におけるいじめや不登校などの問題が増加している実態がみられます。特に、児童虐待については、暴力を伴うものだけではなく、ネグレクト(育児放棄)のような、発見が困難な事例も年々増加しており、こうした問題への対応が急務となっています。

「子どもの権利条約」を現実のものとしていくには、家庭や地域社会、保育所、幼稚園・学校が連携しながら、子どもの人権を守り、夢や希望をもって過ごせる環境づくりが重要であり、子どもたちが互いを尊重しあう人権意識を高める取り組みが求められています。

(1) 現状と課題

日本では、いじめ、体罰、不登校、児童虐待、子どもの貧困など、子どもの人権問題が大きな社会問題となっています。また、情報社会の急速な発達により、インターネット上での子どもの人権侵害も増えており、重要な問題として認知されるようになりました。

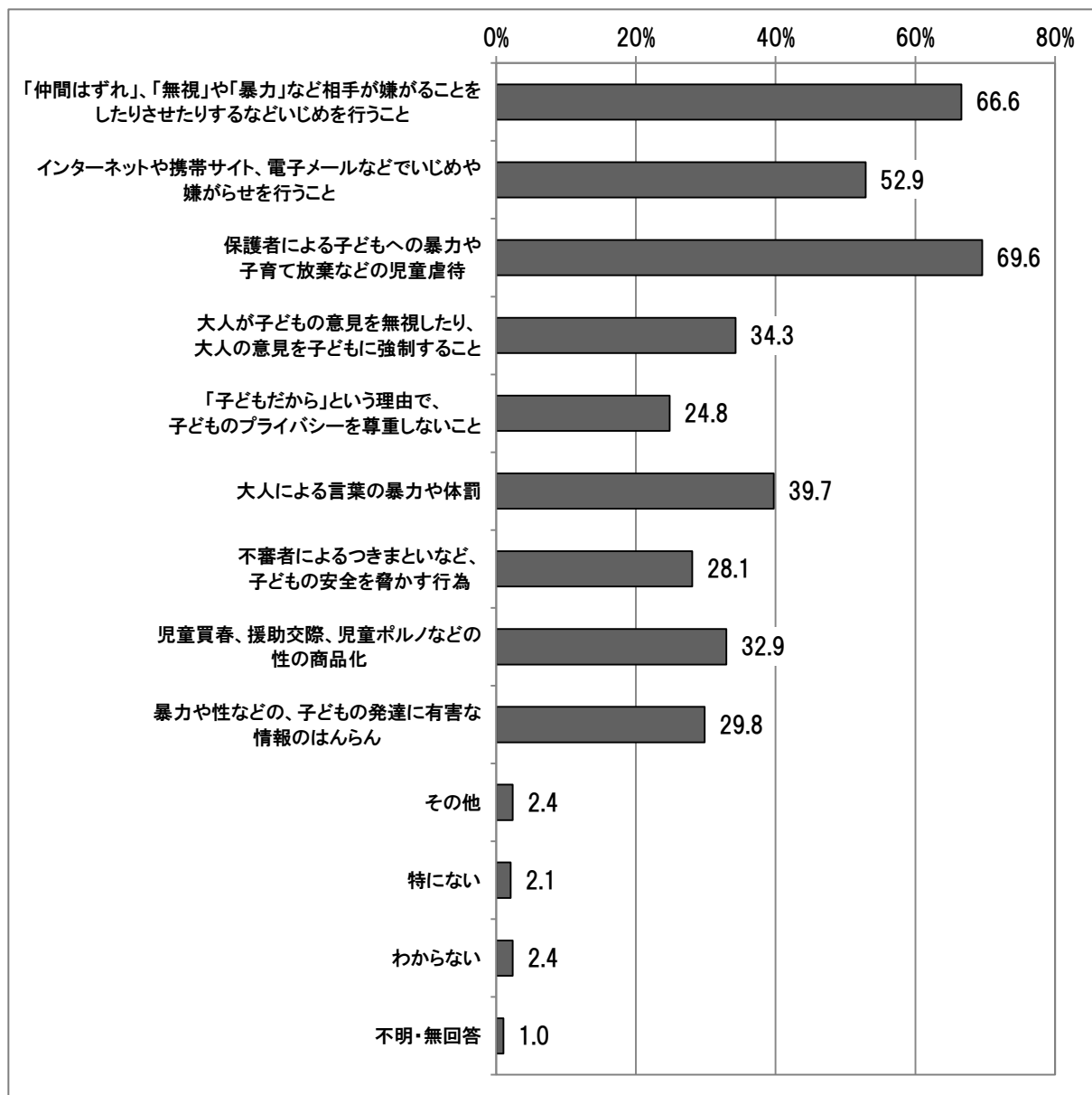
2016(平成28)年に実施した「人権についての市民意識調査」では、子どもの人権が尊重されていないと感じることについて、「保護者による子どもへの暴力や育児放棄などの児童虐待」が69.6%と最も高くなっています。次いで、『仲間はずれ』『無視』や『暴力』など相手が嫌がることをしたりさせたりするなどいじめを行うことが66.6%、「インターネットや携帯サイト、電子メールなどでいじめや嫌がらせを行うこと」が52.9%となっており、近年問題となっている児童虐待、いじめ問題やインターネット上での子どもに対する人権問題に対して関心が高いことがうかがえます。

また、子どもの人権を守るために必要なことについては、「子どもに自分を大切にし、また他人も大切にする心を育てる」が55.7%と、次いで、「地域の人々が連帯感を強め、どの子どもにも地域の子として関心を持って接する」が53.0%となっており、人を思いやる心の育成や地域が一体となって子育てを行うことが必要と感じられています。

市では、2016(平成 28)年に「天理市教育大綱」を策定し、「ともに学び夢を育むまち 天理」として、多様で変化の激しい社会を生き抜くために必要となる「自ら学び、考え、行動する力」や「他者とながら協力していける力」などを育む施策を推進しています。また、児童虐待の予防や早期発見などの積極的な対応や不登校児童・生徒及び保護者への支援、いじめ等に対する相談体制など、子どもを取り巻くさまざまな困難への支援の充実も図っています。その他にも、子育て支援を行っていく仕組みづくりが進められており、今後とも、家庭内や地域で孤立した子育てにならないよう相談機関の充実等を進める必要があります。少子化の時代にあっても、子ども一人ひとりの人権を守る取り組みを推進していきます。

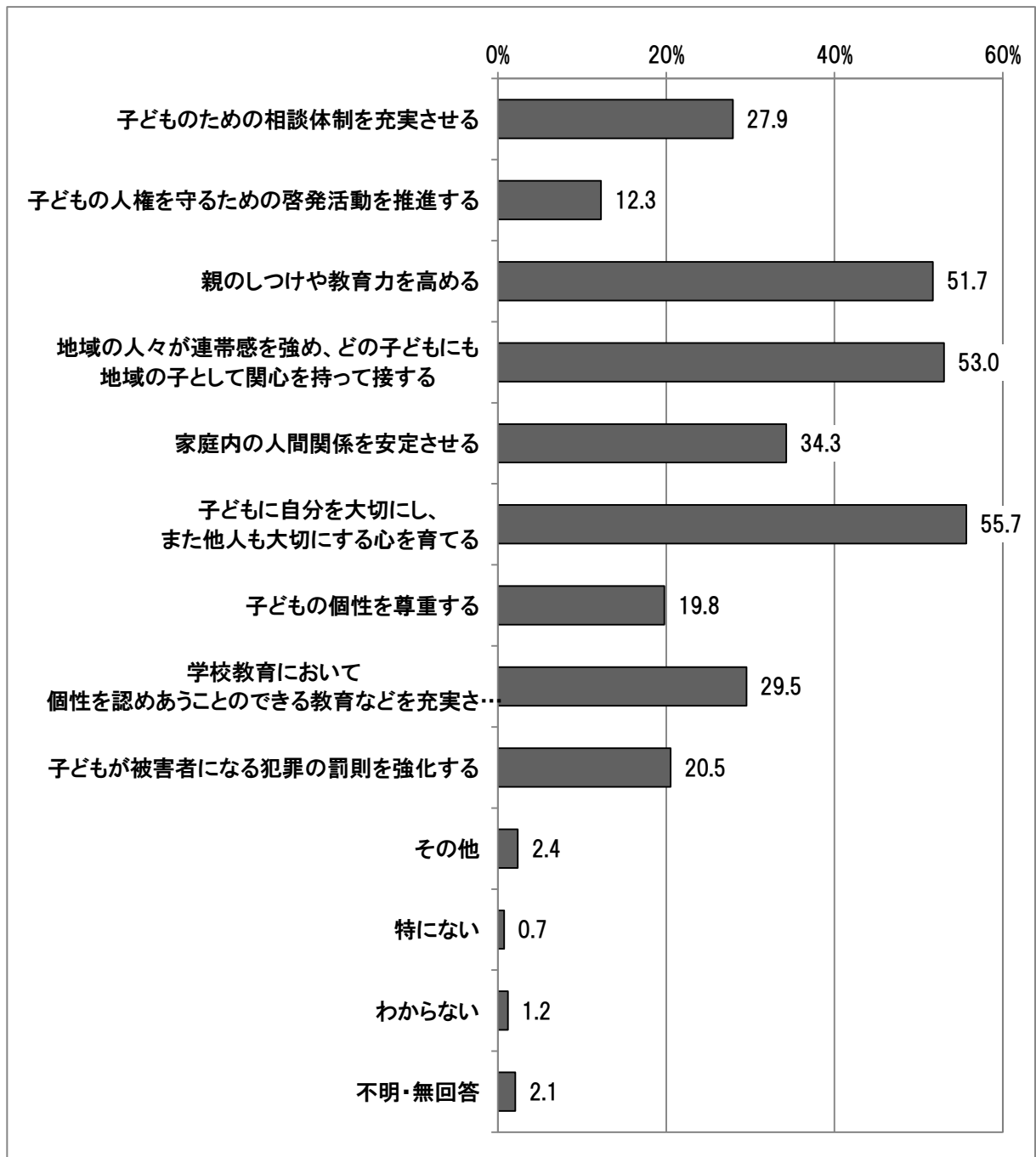
○子どもの人権が尊重されていないと感じる分野

(MA) N=677



○子どもの人権を守るためにどのような必要があると思うか

(MA) N=677



(2) 今後の方向性及び取り組み

項 目	今 後 の 方 向 性 及 び 取 り 組 み	担当部署
子どもの人権について意識向上に向けた啓発活動	保育士や教職員が、保護者との信頼関係を築きながら、子どもたちの自己肯定感や自尊感情を育むため、一人ひとりの人権に配慮した保育や教育に努めます。また、保育所や幼稚園、学校において人権教育の推進に努めます。	人権センター 児童福祉課 健康推進課 学校教育課
子育て相談事業の充実	電話相談や要保護児童対策地域協議会、保健センター、子育て世代すこやか支援センター「はぐ〜る」、保育所、幼稚園、学校等の関係機関とのネットワークの強化を図り、相談事業の充実に努めます。 多発・深刻化する虐待やいじめ、不登校に関する相談をはじめ、子どもの発達障害に悩む家庭やひとり親家庭等、支援を必要とする家庭に対して相談体制の充実に努めます。	児童福祉課 学校教育課 教育総合センター
虐待・いじめへの積極的対応	育児相談体制の充実による育児不安の軽減を図ります。また、乳幼児健康診査時等には親子間の様子にも注意を払いながら、児童虐待の予防及び早期発見に努めます。	健康推進課
	児童虐待の防止等に関する法律の趣旨や子どもの人権の視点から、子どもの虐待やいじめについての啓発を行います。また、関係機関と連携して虐待の確認や措置を行う体制を強化します。	人権センター 児童福祉課 学校教育課
	いじめに対して、児童生徒や保護者が気軽に相談できる体制づくりに努めます。	学校教育課
不登校児童・生徒及びその保護者への支援	児童生徒が自己の存在感を実感でき、社会性を身につけることができる学校づくりに努めるとともに、子どもたちの将来における社会的自立を目標に、一人ひとりに対する適切な働きかけや情報提供に努めます。また、不登校児童・生徒、保護者への指導や相談活動の充実に努めます。	学校教育課 教育総合センター
保育環境の充実	母親の就労状況に配慮した環境づくりを行うため、保育所における一時預かりや幼稚園での預かり保育を拡充するとともに、地域における子育て支援の充実に努めるなど、男女共同参画社会に対応できる保育環境を整えます。	児童福祉課 学校教育課

3 女性の人権

女性の地位向上と男女平等のための国際的な取り組みは、1975（昭和 50）年の「国際婦人年」を契機として、1979（昭和 54）年には「女子差別撤廃条約」が採択され、さらに 2000（平成 12）年には国連本部で「女性 2000 年会議」が開催され、女性の人権に関する「成果文書」が採択されました。

国においても、1999（平成 11）年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かちあい、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が、21 世紀の社会を決定する緊要な課題であると位置づけられています。

県では、「奈良県婦人行動計画」が 1986（昭和 61）年に、「なら女性プラン 21－奈良県女性行動計画（第二期）」が 1997（平成 9）年に、「奈良県男女共同参画推進条例」が 2001（平成 13）年に、「なら男女共同参画プラン 21[奈良県男女共同参画計画（なら女性プラン 21 改訂版）]」が 2002（平成 14）年に、そして 2006（平成 18）年には「なら男女 GENKI プラン[奈良県男女共同参画計画（第 2 次）]」が策定され、男女共同参画に関する施策が総合的かつ計画的に推進されています。さらに、2016（平成 28）年には、女性が能力を十分に発揮して活躍できる社会を目指して、「奈良県女性の輝き・活躍促進計画（第 3 次奈良県男女共同参画計画）」を策定しています。

しかし、今日においても、配偶者からの暴力（DV）や恋人からの暴力（デートDV）、性的な言動により精神的苦痛や実質的な危害を与える行為（セクシュアル・ハラスメント）、ストーカー行為など、女性に対する暴力や性的嫌がらせは大きな社会問題となっています。この問題に対応するため、2008（平成 20）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（2 次改正）が施行され、市町村の担うべき役割が強化されています。

また、「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」などが整備され、女性の雇用機会の拡大や職場の環境整備がすすめられていますが、今後さらに女性の社会参画を促進するとともに、就労の場における男女平等への取り組みや、家庭生活と仕事・地域活動が両立できる環境の整備も重要となっています。

男女が社会の対等な構成員として、公の場はもちろん、個人の生活においても、性別に関係なく自由にのびやかに生きる権利があります。だれもが個性と能力を生かし、自分らしく生きていける社会にするため、男女共生の視点に立った教育・啓発をすすめていかなくってはなりません。

(1) 現状と課題

2016(平成 28)年に実施した「人権についての市民意識調査」では、女性の人権が尊重されていないと感じることについて、「働きながら、家事や子育て・介護などを両立できる環境が整備できていないこと」が 62.2%となっています。次いで、「就職時の採用条件、仕事内容、昇給昇進、賃金など職場における差別待遇」が 41.9%となっており、女性の社会進出を妨げる項目が多く挙げられています。また、女性の人権を守るために必要なことについては、「就労を支援する」が 36.3%と最も高く、次いで、「女性のための相談・支援体制を充実する」が 35.3%、「女性が被害者になる犯罪の罰則を強化する」が 31.0%となっており、女性を守る取り組みや支援が求められています。

今後は、女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害の発生を防止するための啓発活動を強化することや、相談窓口・支援体制の充実を図る必要があります。また、あらゆる分野への男女共同参画を推進するため、女性の社会的自立へ向けた諸制度の整備や女性の各委員会・審議会への積極的な登用、雇用・就労における男女機会均等などを促進する取り組みも求められています。男女共同参画の視点に立った教育や啓発を図り、幼少期から学習できる機会を設けるなど、女性の人権の浸透を図ることが重要となっています。

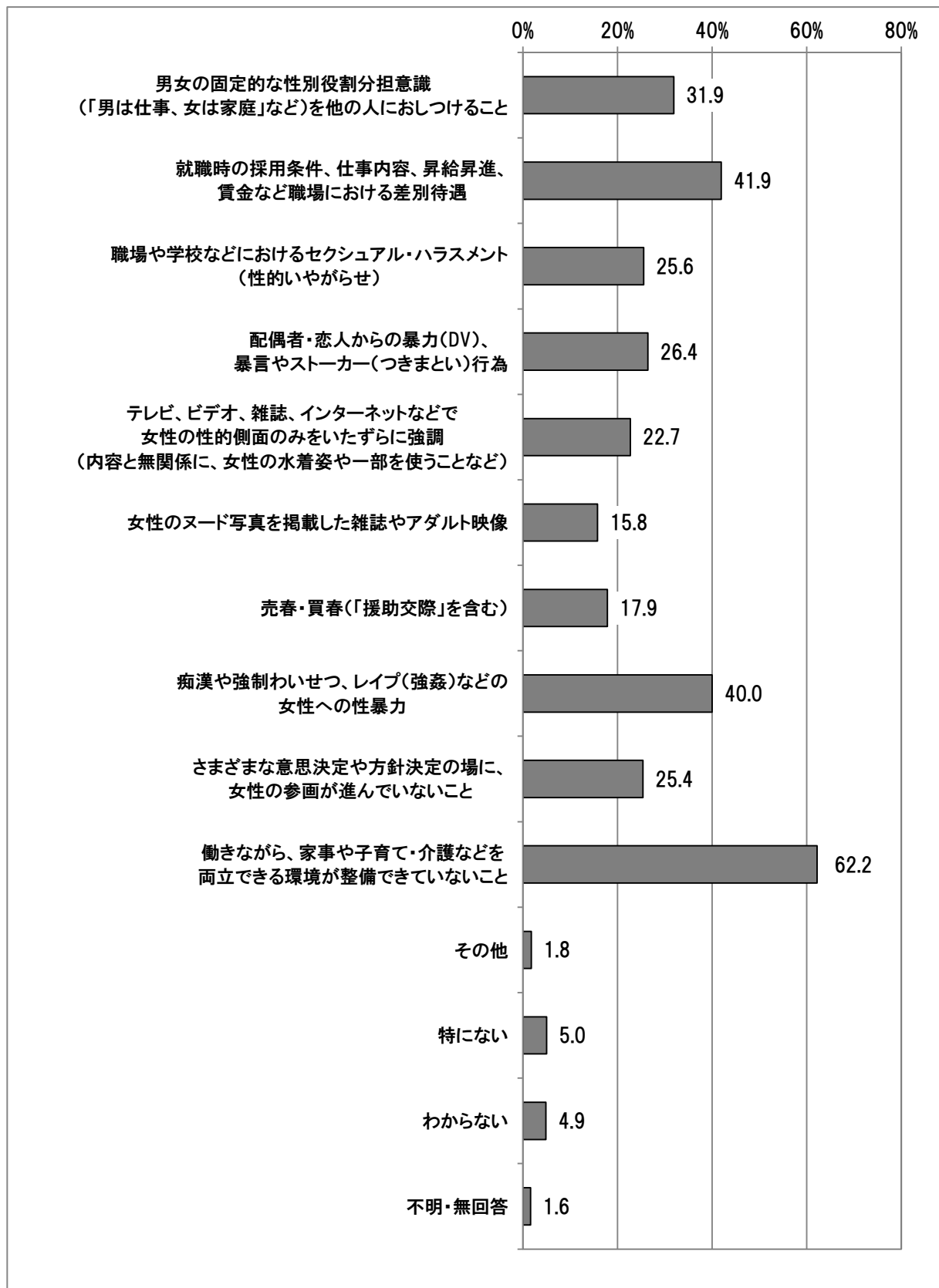
本市においては、1999(平成 11)年 3 月に人権尊重と男女共同参画社会の実現を基本理念とした「てんり女性プラン～天理市男女共同参画社会づくり計画～」を策定し、女性と男性が社会のあらゆる分野において対等なパートナーとして参画する男女共同参画社会づくりの取り組みを進めてきました。

2006(平成 18)年 3 月には「てんり女性プラン」の理念を継承しつつ「第 2 次天理市男女共同参画社会づくり計画～かがやきプラン 21～」を策定しました。2017(平成 29)年 3 月には、平成 29 年度から平成 36 年度を期間とした「第 3 次天理市男女共同参画社会づくり計画～かがやきプラン 21～」を策定し、労働環境の整備や子育て支援体制の充実、女性リーダーの養成など、女性が社会で活躍できる環境づくりを推進しています。

また、近年増え続けるセクシュアル・ハラスメントやDVへの啓発・相談体制の周知など啓発活動に努めています。

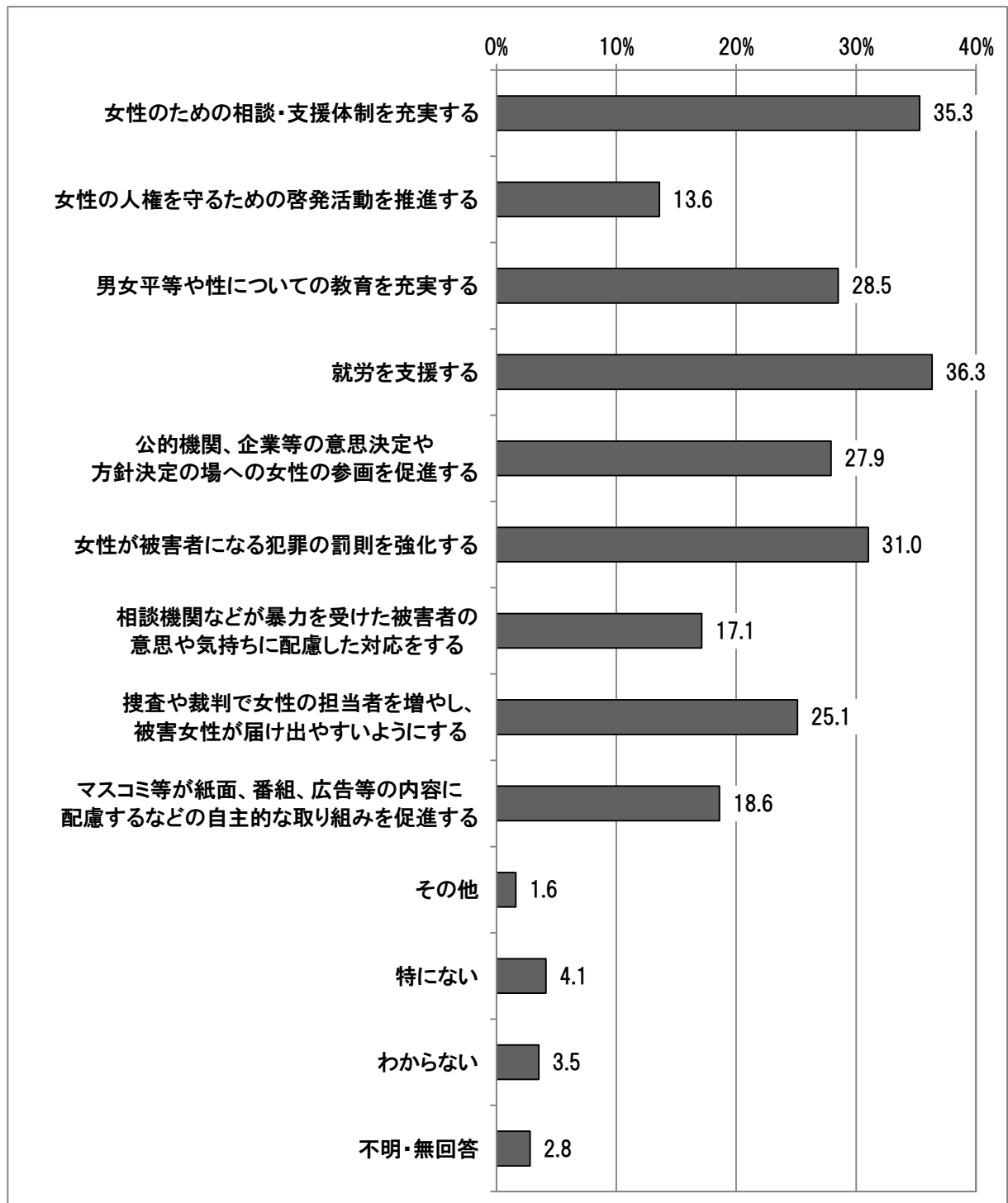
○女性の人権が尊重されていないと感じる分野

(MA) N=677



○女性の人権を守るために必要だと思うこと

(MA) N=677



(2) 今後の方向性及び取り組み

項 目	今 後 の 方 向 性 及 び 取 り 組 み	担当部署
男女共同参画意識の啓発	男女が互いの人権を尊重するとともに、社会の対等な構成員としてあらゆる分野に共同参画できるよう、性別役割分担意識の解消と、男女共同参画の考え方の普及と啓発を行います。	男女共同参画課
	学校等で、子どもたち一人ひとりの個性を大切にした共生教育を推進します。同時に、教職員の男女共同参画意識を高める研修や啓発等を進めます。	学校教育課
リプロダクティブ・ヘルス／ライツの教育と啓発	「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ※15」について、情報提供に努めます。	男女共同参画課 健康推進課
公的機関の意思・方針決定の場への参画	女性が公的機関での意思・方針決定の場へ参画し、女性の意見や考えを反映させていくことができるよう、審議会や各委員等の女性委員比率の向上をめざし、積極的に女性委員の登用を進めます。	関係各課
女性の労働環境の整備及び活躍推進	就業に関連する法律や制度等の情報の収集・提供を行います。	産業振興課
	就業者・事業者に、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や啓発を行うとともに、ワークシェアリングや労働時間の短縮、フレックスタイム制度等、多様な就労形態の周知に努め、柔軟な働き方改革を通して、女性が社会で活躍できる環境の醸成に努めます。	男女共同参画課 産業振興課
子育て支援体制の充実	各地域の子どもの人数や地域子育て支援拠点施設の利用状況を勘案し、施設整備の見直しを行い、地域による子育て力のアップや地域の子育て環境の向上に努めます。	児童福祉課
女性の人権尊重意識の普及・啓発	セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスの被害にあわないために、「差別をなくす強調月間」、「人権週間※16」、「男女共同参画週間」を軸に啓発活動を行います。	男女共同参画課 人権センター
女性の人権擁護（相談業務・支援体制の充実）	セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなど、さまざまな悩みに対応できる相談体制の充実を図るとともに、関連機関との連携強化による被害者救済体制の充実に努めます。	男女共同参画課 人権センター 児童福祉課 健康推進課
女性団体・関係機関等のネットワーク化及び活動支援	男女共同参画の視点に立って参画できる人材の育成に取り組み、豊富な人材確保に努めます。また女性団体相互の連携を働きかけ、ネットワークづくりや団体の活動を支援します。	市民協働推進課 男女共同参画課 生涯学習課

※15 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ…性と生殖に関する健康と権利。具体的には、女性が自らのからだについて自己決定を行い、健康を享受する権利であり、身体的、精神的、社会的にこの権利が保障されるための必要性が問われている。

※16 人権週間…法務省・全国人権擁護委員連合会が、世界人権宣言が採択されたことを記念して、12月4日から10日までの1週間を期間として定めた週間。

4 障害者の人権

国連は、障害者の人権擁護の理念を高めるため、1981（昭和 56）年を「国際障害者年」とすることを決議、「完全参加と平等」をスローガンに、1982（昭和 57）年「障害者に関する世界行動計画」を定め、1983（昭和 58）年から 1992（平成 4）年までを「国連障害者の 10 年」と宣言し、その期間を満了しました。そして、その成果は、1993（平成 5）年から 2002（平成 14）年までの「アジア太平洋障害者の 10 年」に引き継がれ、さらなる障害者対策の推進が図られてきました。

この国際的な動きの中、国では 1993（平成 5）年に「障害者基本法」が施行され、すべての障害者は社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会が保障されることを示しました。また、2004（平成 16）年の改正時には、障害を理由とする差別禁止の規定が追加され、2011（平成 23）年の改正時には、さまざまな社会的障壁（障害者が日常生活や社会生活において受ける制限をもたらす原因となる事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）を除去することや、負担が過重でないときに合理的な配慮を求めることが示されるほか、2016（平成 28）年には、差別解消のための具体的な措置を定めた「障害者差別解消法」が制定されるなど、その機運は国内においても高まりつつあります。

（1）現状と課題

市においては、2008（平成 20）年に、ノーマライゼーション※17・リハビリテーション・ユニバーサルデザイン※18の考え方を基本理念とした「天理市障害者まほろば計画（天理市第 2 次障害者福祉基本計画）」を策定し、障害福祉に関わる施策を推進してきました。また、現行の「天理市第 4 期障害福祉計画」では、障害福祉サービスのさらなる充実をめざし、2017（平成 29）年に「天理市 みんなの手話言語条例」が施行されるなど、共生社会の実現を目指したさまざまな施策を推進しています。しかし、全ての障害者が今もなお多く困難を抱えている現状があることから、さらなる施策の展開が求められています。

2016（平成 28）年に実施した「人権についての市民意識調査」では、障害者の人権が尊重されていないと感じることについて、「経済的な自立が困難であること」が 46.7%、

※17 ノーマライゼーション…高齢者も若者も、障害を持つ人もそうでない人も、すべて人間として当たり前（ノーマル）の生活を送るため、ともに暮らし、ともに生きる社会を目指すという考え方。障害福祉の観点では、障害の程度や有無にかかわらず、という文脈でよく使われる。

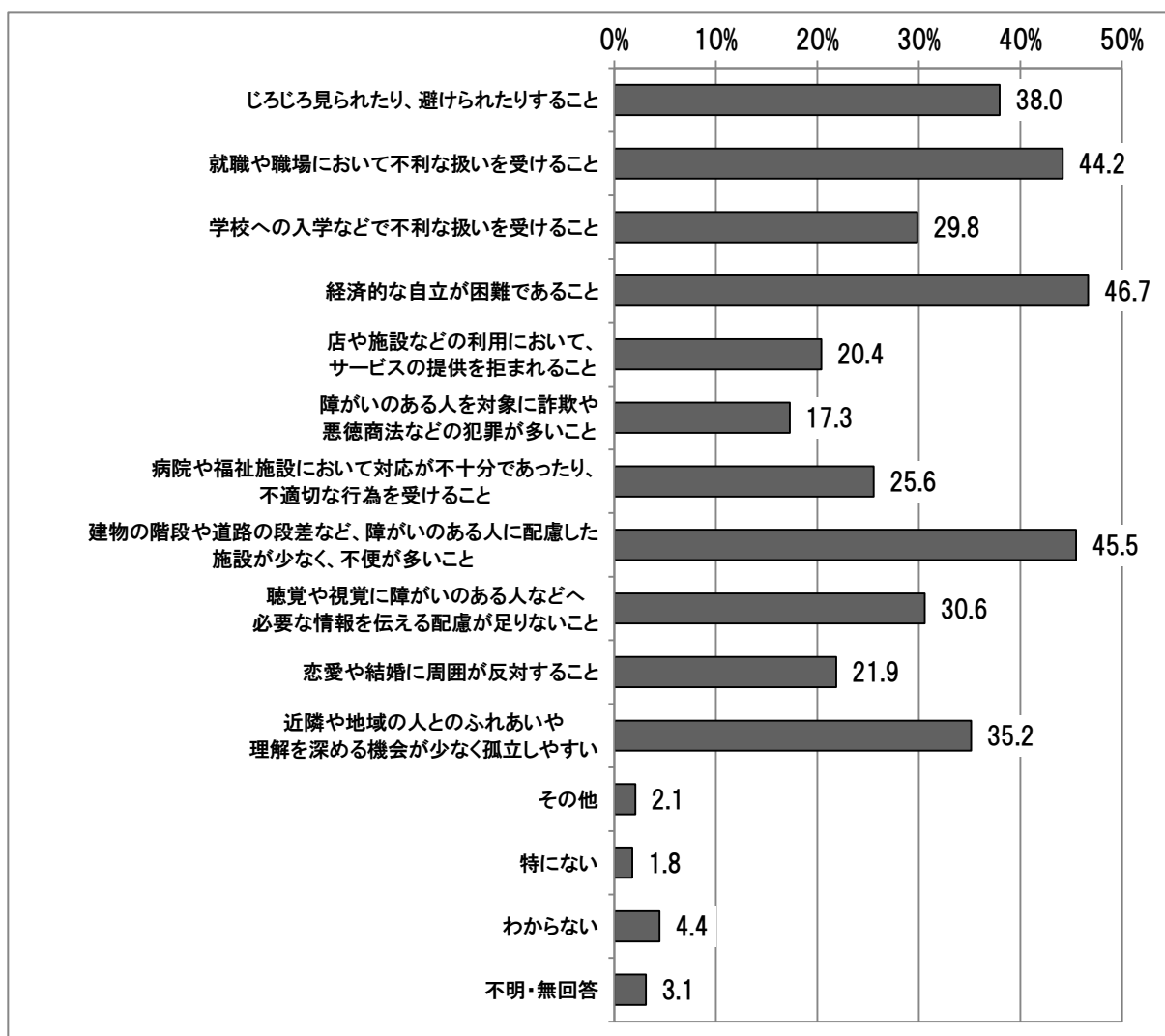
※18 ユニバーサルデザイン…年齢や差別、障害の有無、国籍などにかかわらず、すべての人が利用しやすい、全ての人に配慮したまちづくりやものづくり、仕組みづくりの考え方。

次いで、「建物の階段や道路の段差など、障がいのある人に配慮した施設が少なく、不便が多いこと」が45.5%となっており、障害者に対する社会的な支援を行うことが求められています。また、障害者の人権を守るために必要なことについては、「就労を支援する」が50.1%と最も高く、次いで、「障がい者が安心して外出できるように、建物の設備や公共交通機関を改善する」が41.7%となっており、障害者が安心して生活できる環境づくりが求められています。

市では、誰もが安心して暮らせるまちづくりを行うため、バリアフリーやユニバーサルデザインなどの福祉のまちづくりの推進や住宅の確保、交通機関の利用環境改善、歩行空間の整備などの取り組みを推進しています。また、障害児への取り組みとして、幼児期等を対象とした療育サービスの充実や人権に配慮した子育て支援など、幼少期からの支援にも努めており、障害者が住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりを推進しています。

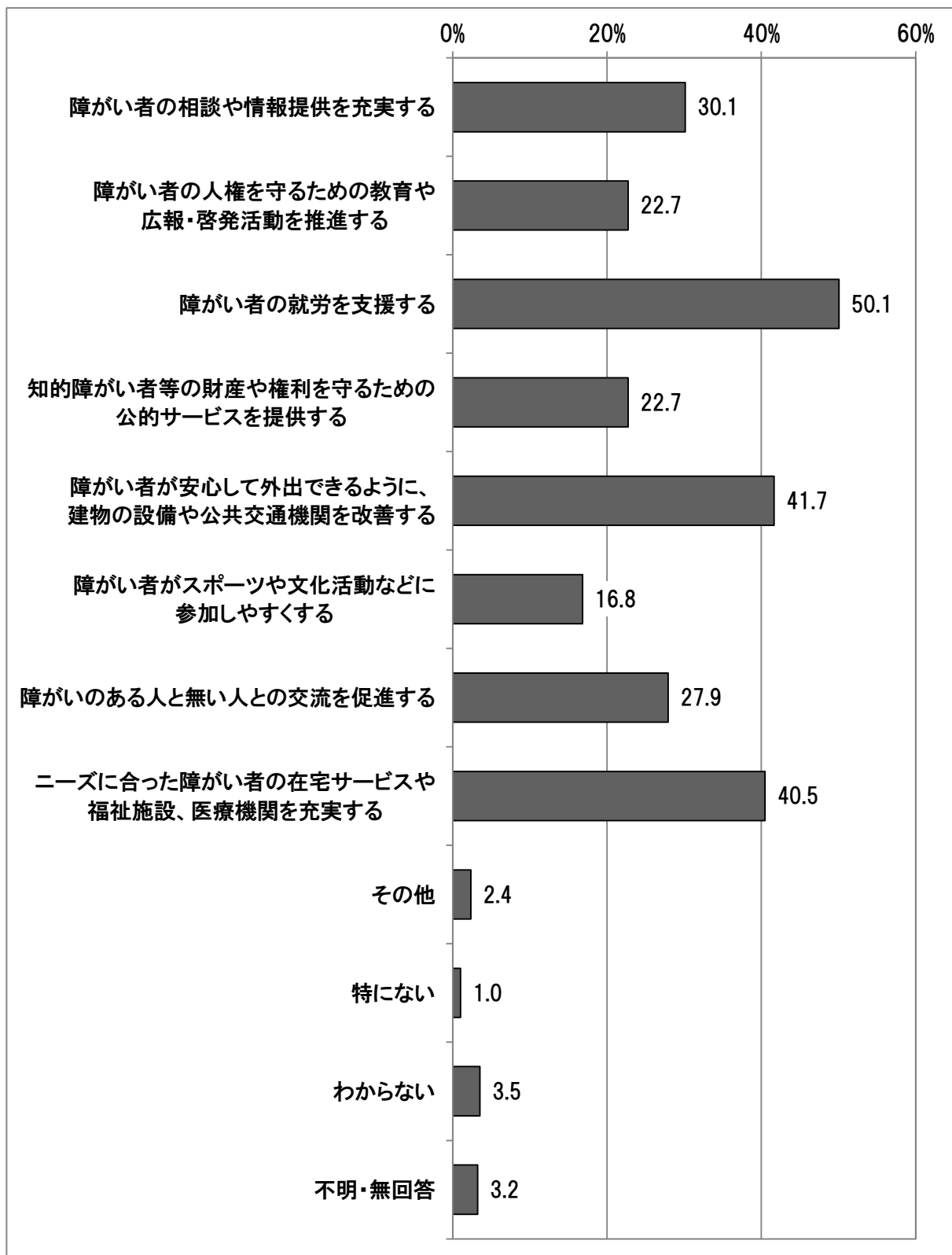
○障害者の人権で尊重されていないと感じることは

(MA) N=677



○障害者の人権を守るために必要だと思うこと

(MA) N=677



(2) 今後の方向性及び取り組み

項 目	今 後 の 方 向 性 及 び 取 り 組 み	担当部署
障害者の人権についての啓発	障害者に対する偏見や差別意識を解消し、共に生きる社会を実現するため、障害者の人権についての正しい理解と認識を持つための啓発を行います。	人権センター
相談支援体制の充実	地域での支援を必要としている多くの障害者及びその家族に対して、多様な相談を受け付け、安心して生活することができる相談体制を充実します。	社会福祉課 介護福祉課
情報提供機能の充実	市の広報紙、公式ホームページ等、多様な媒体での情報提供に努めます。	社会福祉課 介護福祉課
「しょうがい」者教育の推進	小・中・高等学校における「しょうがい」者教育の充実を図り、障害者（児）への理解を深めることにより、障害のある人もない人も等しく参加ができる社会づくりに努めます。	学校教育課
障害のある人とのふれあいや交流の促進	障害のある人となない人が互いに理解を深められるよう、ふれあいや交流の場を拡充します。	社会福祉課
福祉のまちづくりの推進（バリアフリーとユニバーサルデザイン）	物理的な障壁の他に制度的な障壁、心理的な障壁、文化・情報面の障壁があることを啓発し、障害のある人も高齢者も健常者と一緒に助け合いながら生活ができるノーマライゼーションの考え方のもとに人にやさしいまちづくりを推進します。	関係各課
障害者雇用の促進・支援	障害者の就労を促進するため、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を図り、就労支援に関する体制を整えます 就労の場の確保を図るため、事業主を含めた就労の場に携わる関係者への啓発を行います。また、公共職業安定所等と連携を図りながら、就業支援の情報を提供し、「障害者雇用率制度」の周知・啓発を進めるとともに、就労の場の確保に努めます。 関係機関と連携を図りながら、トライアル雇用※19、職場適応訓練等の活用により、雇用への移行促進を図ります。また、障害者が安定的に職業に就くことができるよう支援に努めます。	社会福祉課 産業振興課
日常生活における権利擁護支援と被害救済	障害者の人権を守る制度や各種サービスの情報を提供し、必要に応じて利用を支援します。また、成年後見制度※20の周知普及に努めるとともに、相談体制の充実を図ります。	市民課 社会福祉課 介護福祉課
障害児の人権に配慮した子育て支援の充実	障害を有する児童について、保育所への入所を幅広く検討するとともに、保育内容について保護者との相互理解を図りながら専門機関と連携し、適切な対応に努めます。	児童福祉課

※19 トライアル雇用…ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、就職が困難な障害者を一定期間雇用することにより、その適性や業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進すること等を通じて、障害者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図る制度。

※20 成年後見制度…認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な人を保護し、支援する制度。判断能力の程度など本人の事情に応じて、どのような保護・支援を受けられるのかが定められている。

5 高齢者の人権

日本では、出生率の低下や平均寿命の延びに伴い、世界で類を見ない速さで高齢化が進んでいます。内閣府の資料によると、2015（平成 27）年 10 月 1 日現在の日本の高齢化率※21は 26.7%となっており、超高齢社会に突入したとされています。今後も、高齢化が進むと考えられることから、一人ひとりが豊かな人間性のつながりの中で、より快適にいきいきと生活できる社会づくりに努めていく必要があります。

こうした状況の中で、高齢者介護を社会全体で支えることをめざし、2000（平成 12）年から介護保険制度が導入されました。また、民法改正による成年後見制度の実施や、2006（平成 18）年「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行など、高齢者を取り巻く環境は大きく変化しています。また、高齢者が自立して生活できるようにするための地域支援事業への取り組みも始まっています。高齢者の多くは、住み慣れた地域や家庭で、健康で安心して暮らせる生活を望んでおり、高齢者の人権は、自立を基本とする生活の質的向上や、保健・医療・福祉サービスの総合的な推進により保障されるものと考えます。このため、介護保険制度の円滑な実施と介護予防・生活支援の取り組みを一体的にすすめるなど、保健福祉施策を総合的・計画的に推進するとともに、成年後見制度や権利擁護事業の活用を図るなど、高齢者の人権に配慮した自立支援を促進する必要があります。

さらに、高齢者がこれまで培った知識と経験を活かして、社会参加ができる機会の確保や他世代との交流を進め、住民参加のもと、地域社会全体で支え合うことが重要です。

（１）現状と課題

国・県・市では、これまでも「介護の社会化」や地域包括支援センターの整備など、本格的な高齢社会の到来に備えた基盤整備が行われてきました。一方で、介護保険料の高騰、介護従事者の不足、老々介護、高齢者虐待など課題も多く残されています。

2016（平成 28）年に実施した「人権についての市民意識調査」では、高齢者の人権が尊重されていないと感じることについて、「高齢者を狙った詐欺や悪徳商法などの犯罪が多い」が 49.3%と多く、次いで、「社会や地域との関わりが薄れ、閉じこもりや孤独死に至ることがある」が 44.5%、「経済的な自立が困難であること」が 40.2%となっており、高齢者の生活を地域が一体となって守っていく取り組みが必要とされています。また、高齢者の人権を守るために必要なことについては、「高齢者が自立して生活しやすい環境

※21 高齢化率…全人口に対する 65 歳以上の高齢者人口が占める割合。世界保健機構（WHO）の定義では、高齢化率が 7%を超えた社会は「高齢化社会」、14%を超えた社会は「高齢社会」、21%を超えた社会は「超高齢社会」とされている。

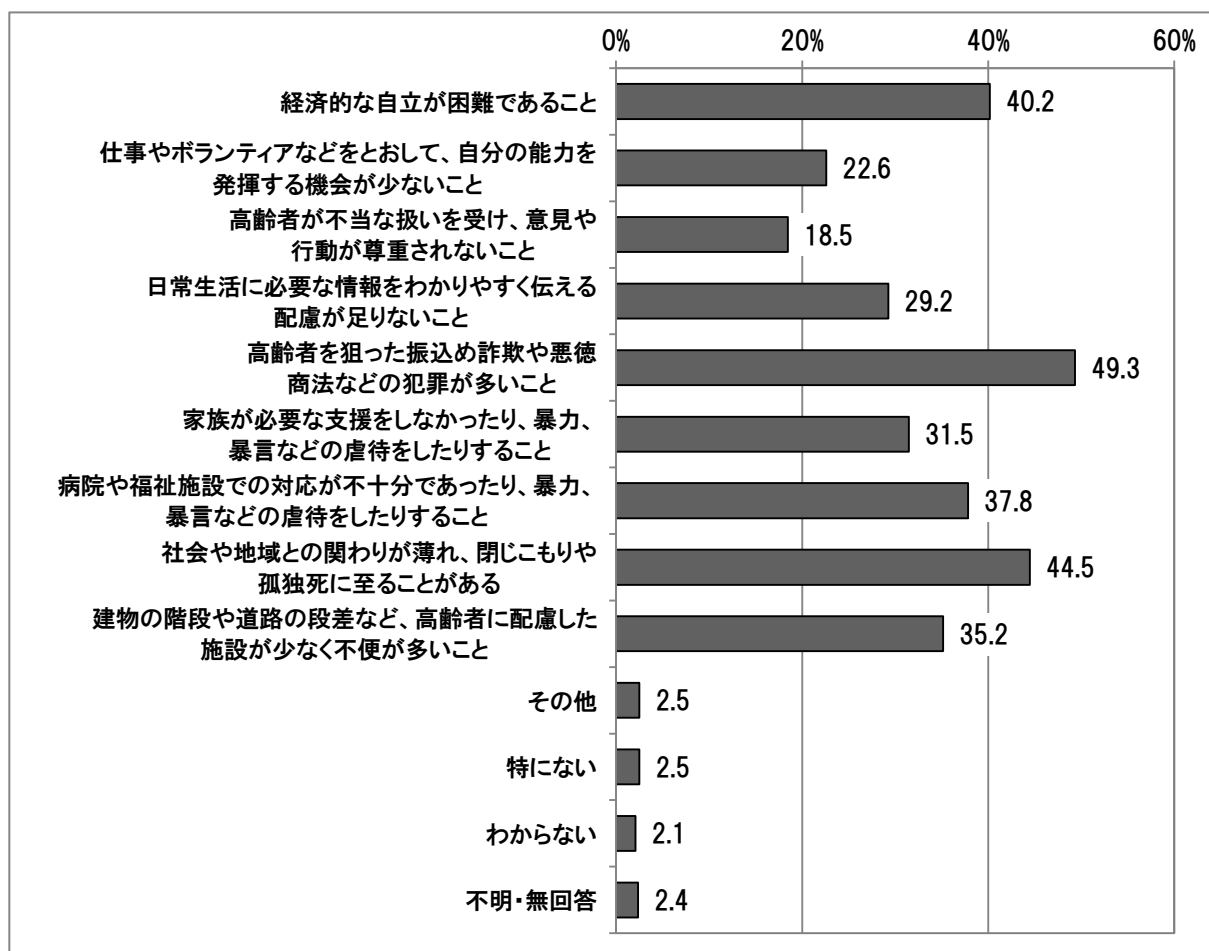
を整備する」が 54.7%と最も高く、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすことができる環境づくりが必要となっています。

2016（平成 28）年 4 月 1 日現在における天理市の高齢化率は 24.3%となっており、既に超高齢社会に至っています。介護保険制度の円滑な実施に関する総合的な計画として 2000（平成 12）年に策定された「介護保険事業計画」は、現在、「天理市高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画」として進められており、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を見据えて、介護保険制度の維持を図っています。また、同計画では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことを可能とするために、「地域包括ケアシステム」の構築を目指しており、介護が必要な状態となっても安心して暮らせるよう、相談機能・福祉情報提供機能の充実や介護サービスの充実を図っています。

高齢者が社会に参加し、自立した生活を継続したいという願いを叶えるためには、高齢者の人権に配慮し、介護・保健・医療・福祉の公的サービスの充実、地域社会や住民ボランティア支援を含めたさまざまな施策の展開が必要です。

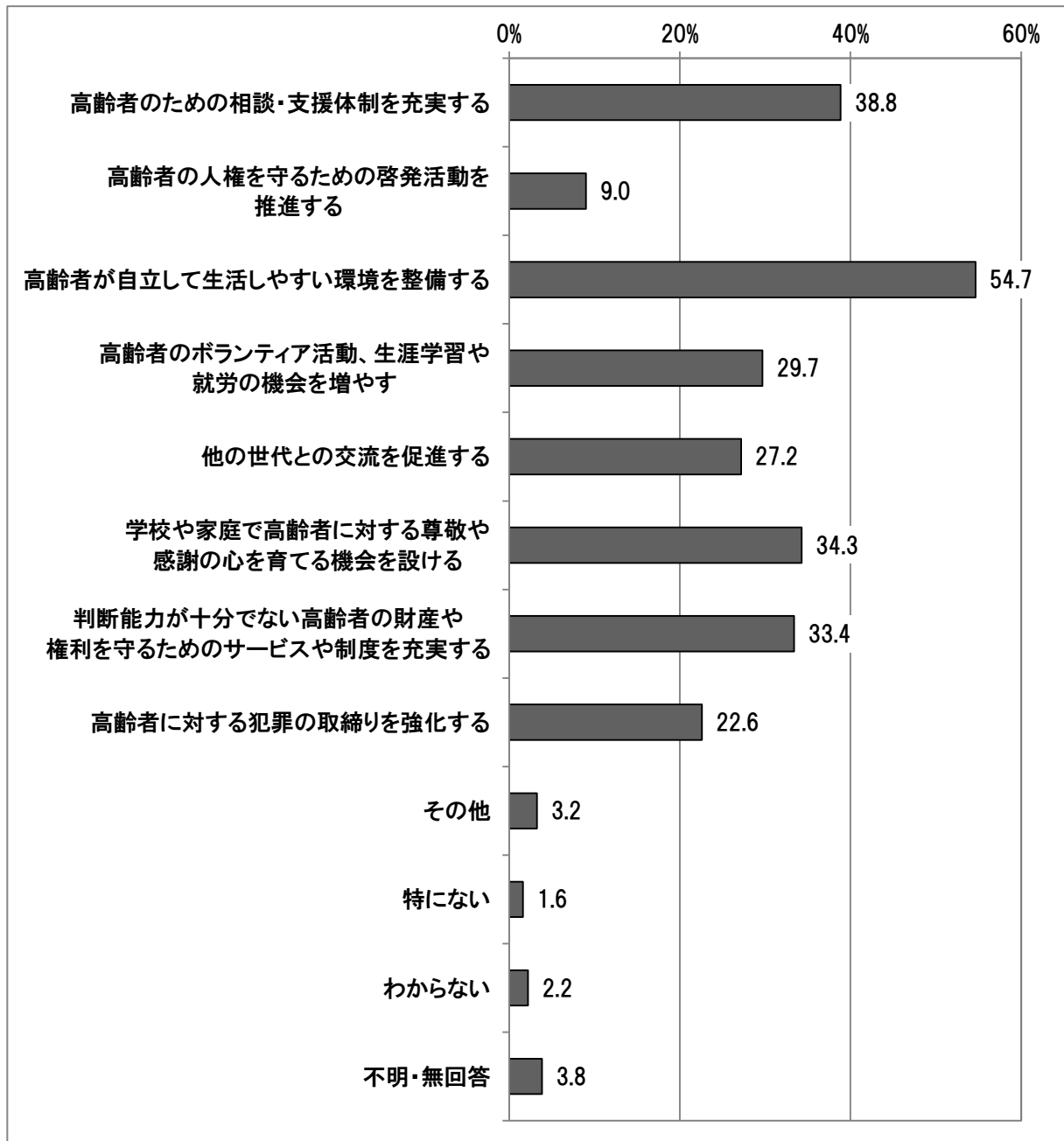
○高齢者の人権が尊重されていないと感じる分野

(MA)N=677



○高齢者の人権を守るために必要だと思われること

(MA) N=677



(2) 今後の方向性及び取り組み

項 目	今 後 の 方 向 性 及 び 取 り 組 み	担当部署
高齢者の人権についての啓発	高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、すべての市民が高齢者の人権についての正しい理解と認識を持つための啓発を行います。	人権センター
社会活動への参画促進	高齢者が地域社会のさまざまな場に参加できるような環境づくりに努めます。また、高齢者が豊富な知識や経験を活かせる環境づくりに努めます。	関係各課
就業機会の拡大	天理市シルバー人材センターにおいて、就労を通じての高齢者の社会参加と生きがい作りのため、会員の増加と就業機会の拡大に努めます。	産業振興課
スポーツ・レクリエーション活動の普及	長寿会や老人クラブ等と連携を図りながら、新しいレクリエーションを取り入れるなどの工夫をし、より多くの高齢者の参加を目指します。	スポーツ振興課
ボランティア活動や生涯学習の充実	高齢者が生涯を通じてさまざまな学習活動ができるよう、生涯学習の機会の充実に努めます。また、ボランティア精神の醸成に加え、活動機会の確保に努め、ボランティア活動が十分活かせる環境づくりに努めます。	生涯学習課
福祉サービスの充実	地域の関係機関との連携を強化し、高齢者の相談業務・実態把握や地域包括支援センター業務について市民への周知の協力・連携に努めます。また、民生委員や児童委員と連携を図りながら、高齢者を支える地域ネットワークの基礎づくりを図ります。	介護福祉課
認知症高齢者等の権利擁護	成年後見制度や地域福祉権利擁護事業など、権利を守る制度の周知を図り、その利用を積極的に支援します。また、高齢者に対する虐待の早期発見に努め、それぞれのケースに応じた適切な対応ができる体制づくりを目指します。	介護福祉課
相談体制の充実	高齢者の多様な相談を受け付け、安心して生活することができるよう相談体制を充実します。	人権センター 介護福祉課

情報通信技術の高度化により、現代社会はインターネット社会と呼ばれ、パソコンだけでなくスマートフォンやタブレット端末などの通信機器が急速に普及しています。またSNS※22や動画投稿サイト等のソーシャルメディア※23の利用者も急増し、情報の受発信の範囲が飛躍的に広がるなど、その利便性もますます向上しています。

しかし、インターネットの利便性を悪用し、他者の人権を侵害する事案が社会的な問題となっています。具体的には、特定の個人を対象とした誹謗・中傷や、大人の目が行き届かないSNS等内での子ども同士のいじめのほか、未成年者がSNS等を通じた誘い出しによる性的被害や暴力行為を受けるなど、犯罪に巻き込まれるといった事案が挙げられます。また、インターネット上に差別的な表現が書きこまれたり、セクシュアル・ハラスメント等、さまざまなハラスメント（嫌がらせ）がなされたりと、他の人権問題と複合的に関わる事案も多発しています。

国においては、フィルタリング等の義務化による青少年の有害情報保護を目的とした「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年ネット規制法）」が2007（平成19）年に施行されましたが、これからも法や条例の整備が課題となっています。

（1）現状と課題

2016（平成28）年に実施した「人権についての市民意識調査」では、インターネットに関することで人権が尊重されていないと感じることについて、「他人を誹謗中傷する書込みや差別を助長する書込みなど、人権を侵害する情報を掲載すること」が64.0%と多く、次いで、「個人の情報や画像を本人の承諾なしに掲載すること」が56.7%、「個人情報の流出などの問題が多く発生していること」が52.9%となっており、インターネット上での人権課題の正しい認識と、個人のプライバシーや名誉、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについての啓発が必要です。また、インターネット上での人権を守るために必要なことについては、「不適切な情報発信者に対し監視や取締りを強化し、インターネットのプロバイダー（接続業者）や掲示板の情報管理者に情報の削除などを求める」が64.8%と最も高く、次いで、「加害者に対して、罰則規定を設けるなど、法令により規制する」48.6%、「学校教育において、情報モラル（人が情報を扱う上で求められる道徳）についての教育を充実する」が43.7%となっています。

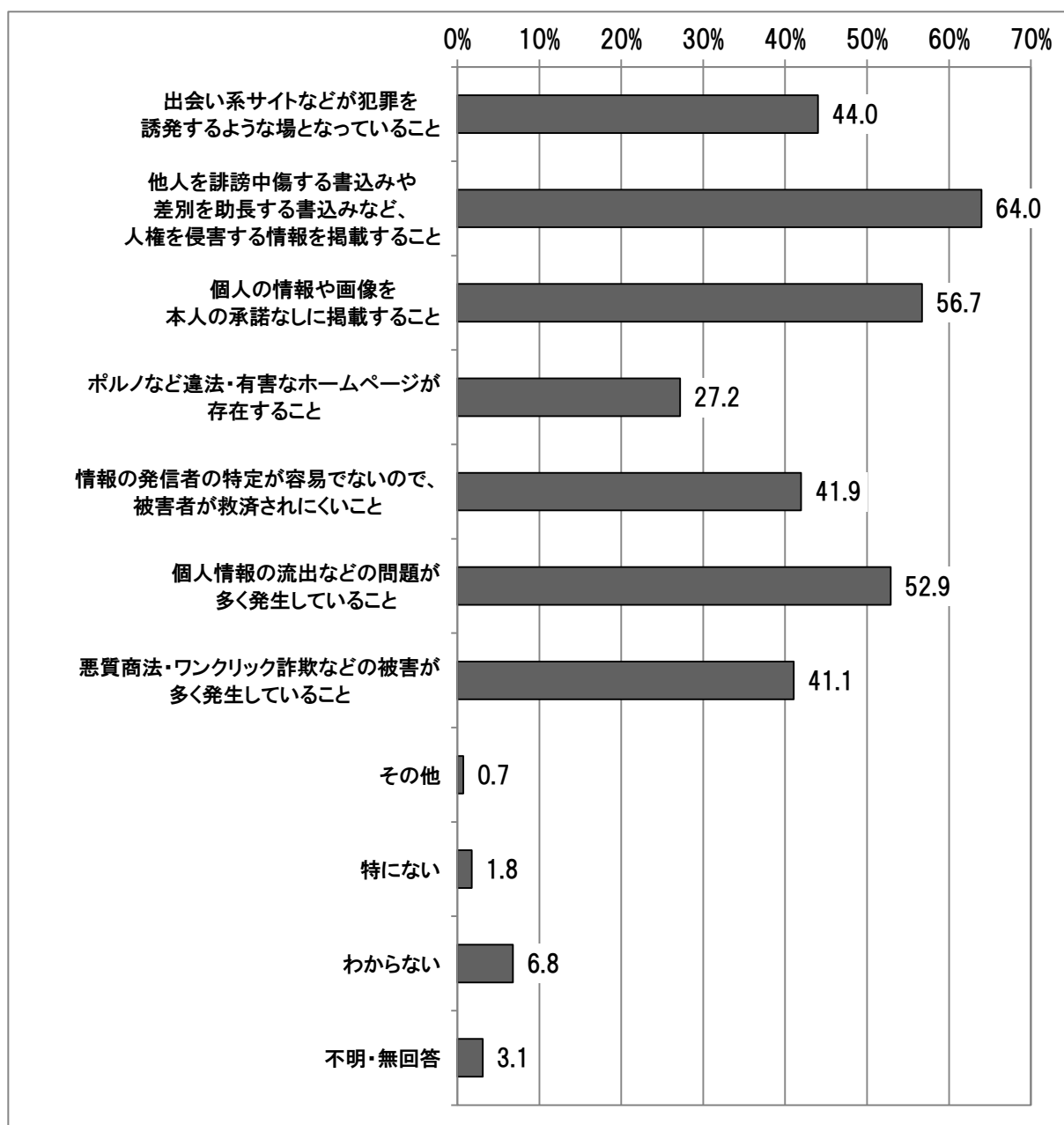
※22 SNS…登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービス。同じ趣味を持つ人同士でやり取りができるほか、自分のホームページを持つことができ、個人のプロフィールや写真を掲載することができるものも多くある。

※23 ソーシャルメディア…インターネットを利用して誰でも手軽に情報を発信し、相互のやりとりができる双方向のメディア。具体的には、ブログ、SNS、動画投稿サイトなどがある。

個人、行政、企業等を問わず、インターネットの利用においては、他者の人権への配慮に心がけることや、適切な情報セキュリティ対策をとること、ルールやマナーを守ること等についての啓発が必要です。また、学校教育においては、インターネットの適切な利用や、情報モラルについて理解を深めるとともに、有害情報から子どもを守るための啓発・指導の充実が必要です。

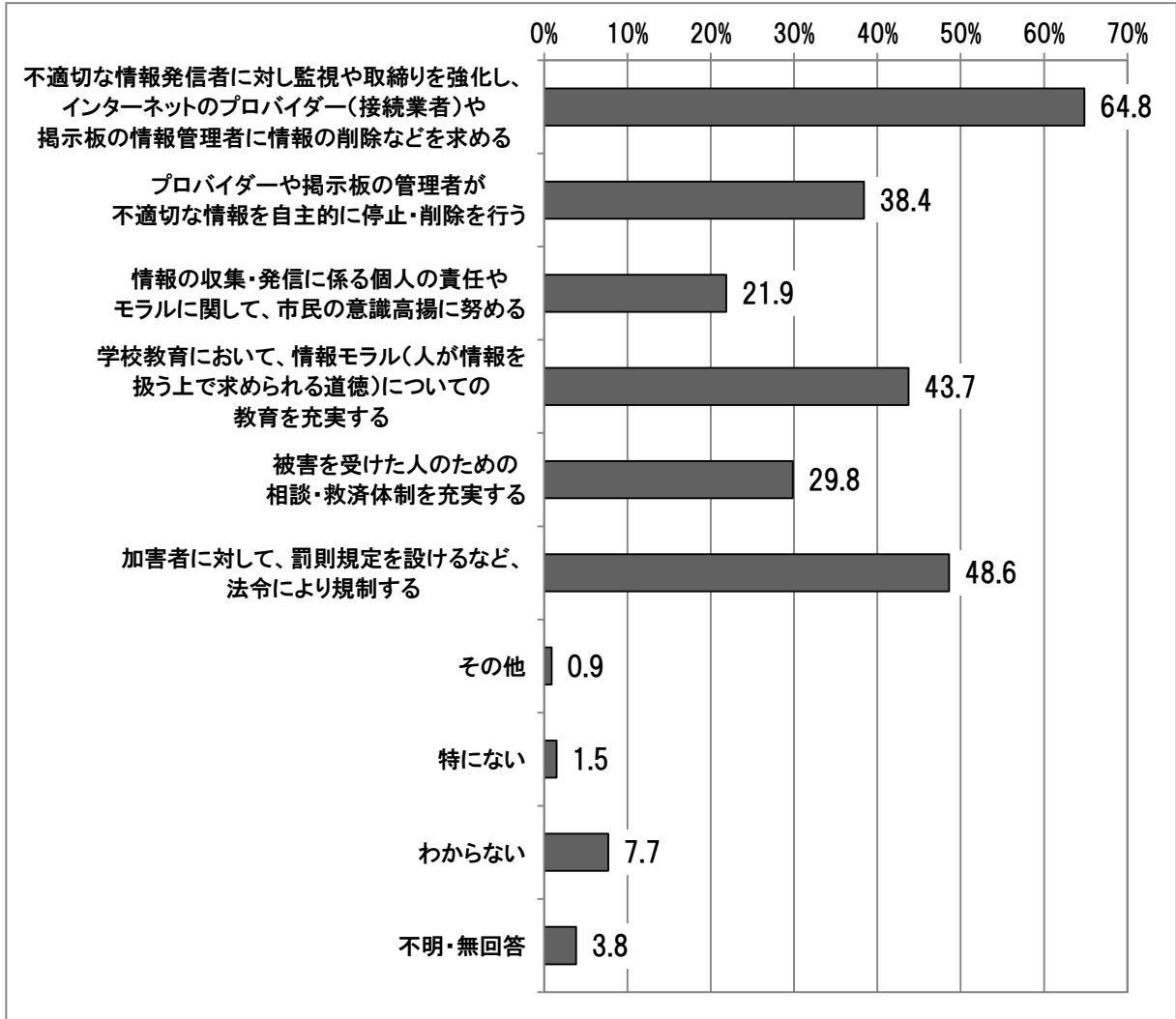
○インターネット上で人権が尊重されていないと感じる分野

(MA) N=677



○インターネット上での人権を守るために必要だと思われること

(MA) N=677



(2) 今後の方向性及び取り組み

項 目	今 後 の 方 向 性 及 び 取 り 組 み	担当部署
インターネット上の人権問題についての啓発	インターネット上で生じている人権問題についての情報を提供し、正しい理解を促すことにより、一人ひとりが被害者にも加害者にもならないよう啓発を行います。	人権センター
人権侵害に対する適切な対応の実施	インターネット上において、人権侵害のおそれがある書き込み等を発見した場合には、国や県などの関係機関と連携し、削除要請を行うなど適切に対応します。	
インターネット上の人権についての教育の充実	小・中学校等で、子どもたちがインターネット上で生じている人権問題への理解を深めることができるよう、教育の充実に努めます。	学校教育課 教育総合センター
教職員・行政職員等の研修の充実	教職員や行政職員等が、人権意識の向上や、メディアリテラシーを高める教育を行えるよう研修の充実に図ります。	人事課 学校教育課

経済をはじめとするさまざまな分野でのボーダレス化、グローバル化の流れは地方にもおよび、地域で暮らす外国人は年々増加しています。世界のすべての人々が、基本的人権を守り、尊重することは、国際化時代の前提になるものです。しかし、今日では、言語・文化・生活習慣・価値観等の違いによって、外国人に対するさまざまな人権侵害が発生しています。今後も地域に居住する外国人の数はますます増加するものと考えられ、異なる国籍・文化的背景をもつ人々が多様な文化や習慣、価値観等を認め合いながら、同じ地域の一員として互いに尊敬し安心して暮らすことのできる共生社会の実現に向けた取り組みが求められています。

(1) 現状と課題

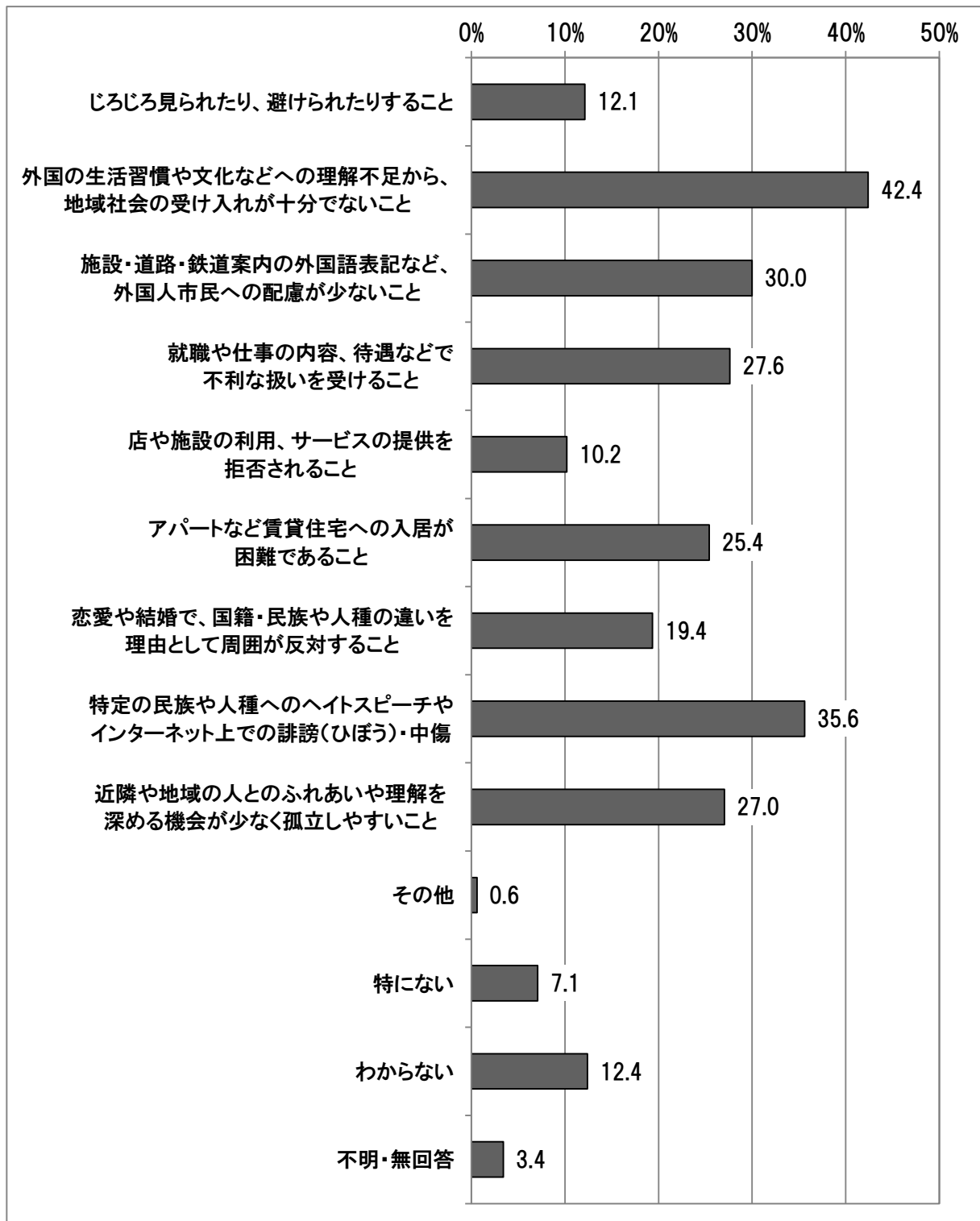
2016(平成 28)年に実施した「人権についての市民意識調査」では、外国人の人権が尊重されていないと感じることについて、「外国の生活習慣や文化などへの理解不足から、地域社会の受け入れが十分でないこと」が 42.4%と高く、国際理解や交流が必要とされていることがうかがえます。次いで、「特定の民族や人種へのヘイトスピーチやインターネット上での誹謗(ひぼう)・中傷」が 35.6%となっており、インターネット上で外国人に対する差別をあおったり、偏見やマイナスイメージを広げる書き込みが数多く発生していることから、外国人の人権についての啓発が必要とされています。

また、外国人の人権を守るために必要なことについては、「交流を通じて、外国人の文化や習慣などへの理解を深める」が 55.2%と最も高く、次いで、「外国語による相談の場を設ける」36.5%となっており、外国人との交流を通して相互理解を深め安心して暮らすことができる環境づくりが必要となっています。

市では、国際理解教育の充実や在住外国人に対する情報提供など、積極的に取り組んでいます。今後も、市民と外国人が直接ふれあう機会を提供することで、国籍や民族を問わずすべての人が同じ人間として尊重し合える社会づくりに取り組みます。

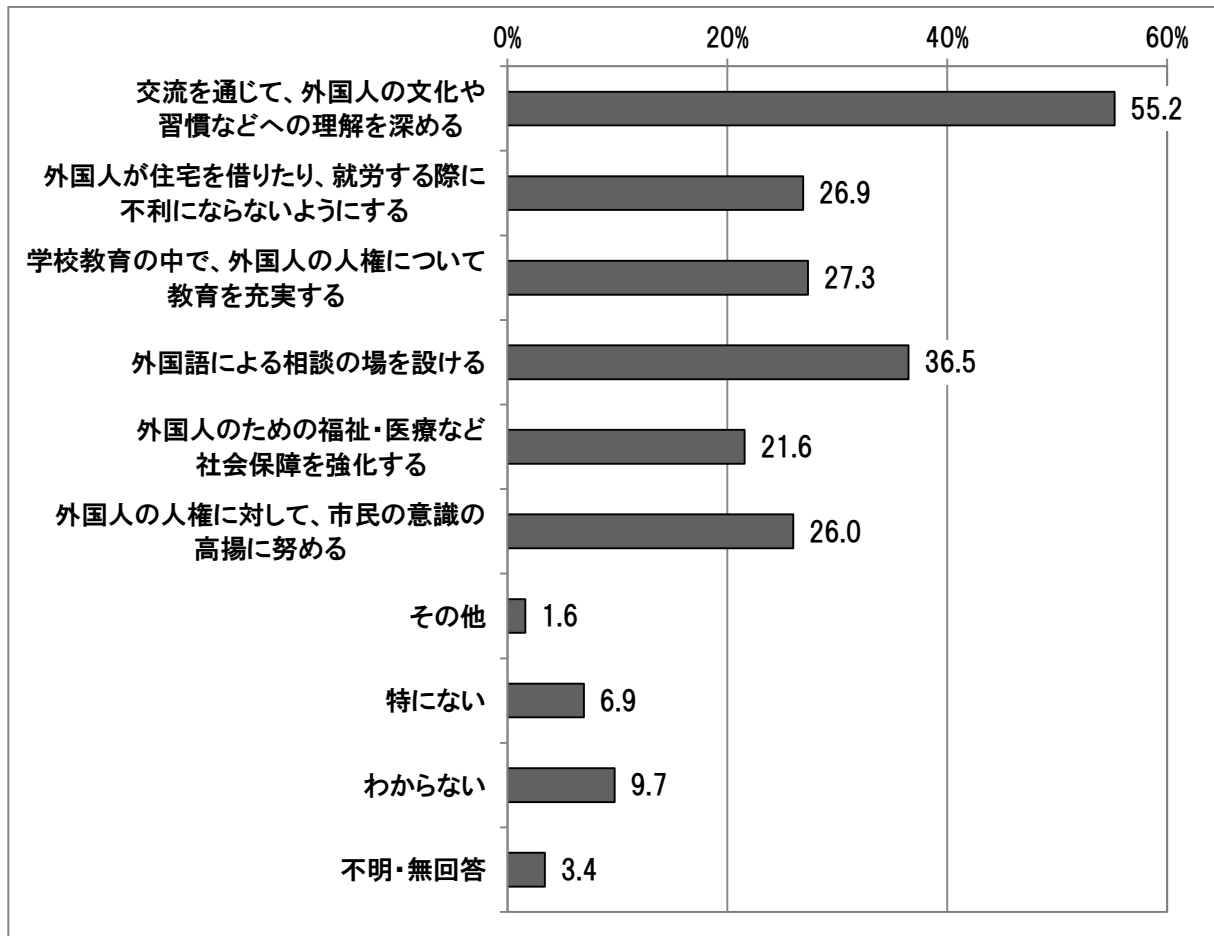
○外国人の人権が尊重されていないと感じること

(MA) N=677



○外国人の人権を守るために必要だと思うこと

(MA) N=677



(2) 今後の方向性及び取り組み

項 目	今 後 の 方 向 性 及 び 取 り 組 み	担当部署
国際理解教育の充実及び交流の促進	姉妹都市を核とする諸外国との友好・親善交流を図るため、外国人留学生の受け入れや、ワールドフェスティバルなどの国際交流事業により、広く市民等に国際交流や異文化に対する理解を深めていきます。	秘書課 生涯学習課 産業振興課
	教育委員会でも、小・中学生の海外派遣及び外国人英語指導助手の採用等を行っており、今後もこれら国際理解教育関連事業を、可能な限り行います。	学校教育課 生涯学習課
外国人に対する情報提供の充実	外国人に対してさまざまな情報発信に努めます。	関係各課
相談窓口の整備	外国人の生活を支援するため、外国人向け相談窓口の整備に努めます。	人権センター
任用に関する国籍条項の見直し	国民主権の原理に照らして、慎重な対応が求められる課題を包含しますが、任用に関する国籍条項の見直しを国の方針に合わせて行います。	人事課
適正な雇用の確保	外国人労働者の適正な雇用がなされるよう、関係機関と連携して、企業・事業所等へ働きかけを行います。	産業振興課

かつて、患者に対する人権侵害や差別が、社会問題として取り上げられることはほとんどありませんでした。しかし、エイズ患者※24やH I V感染者、ハンセン病（元）患者が無理解によって受けた人権侵害に対して訴訟を起こし、国への謝罪要求が認められたことをきっかけに、患者の人権問題が広く議論されるようになりました。

また、身近に発生する一般感染症や難病、精神疾患などさまざまな患者の人権についても守られる必要があります。一人ひとりの市民が患者の立場となったときに、一人の人間としての尊厳が守られ、平等で最善の医療を受ける権利、医療従事者の助言・協力を得た上で、治療方法は自分で選択できる権利等があることを啓発していかなければなりません。

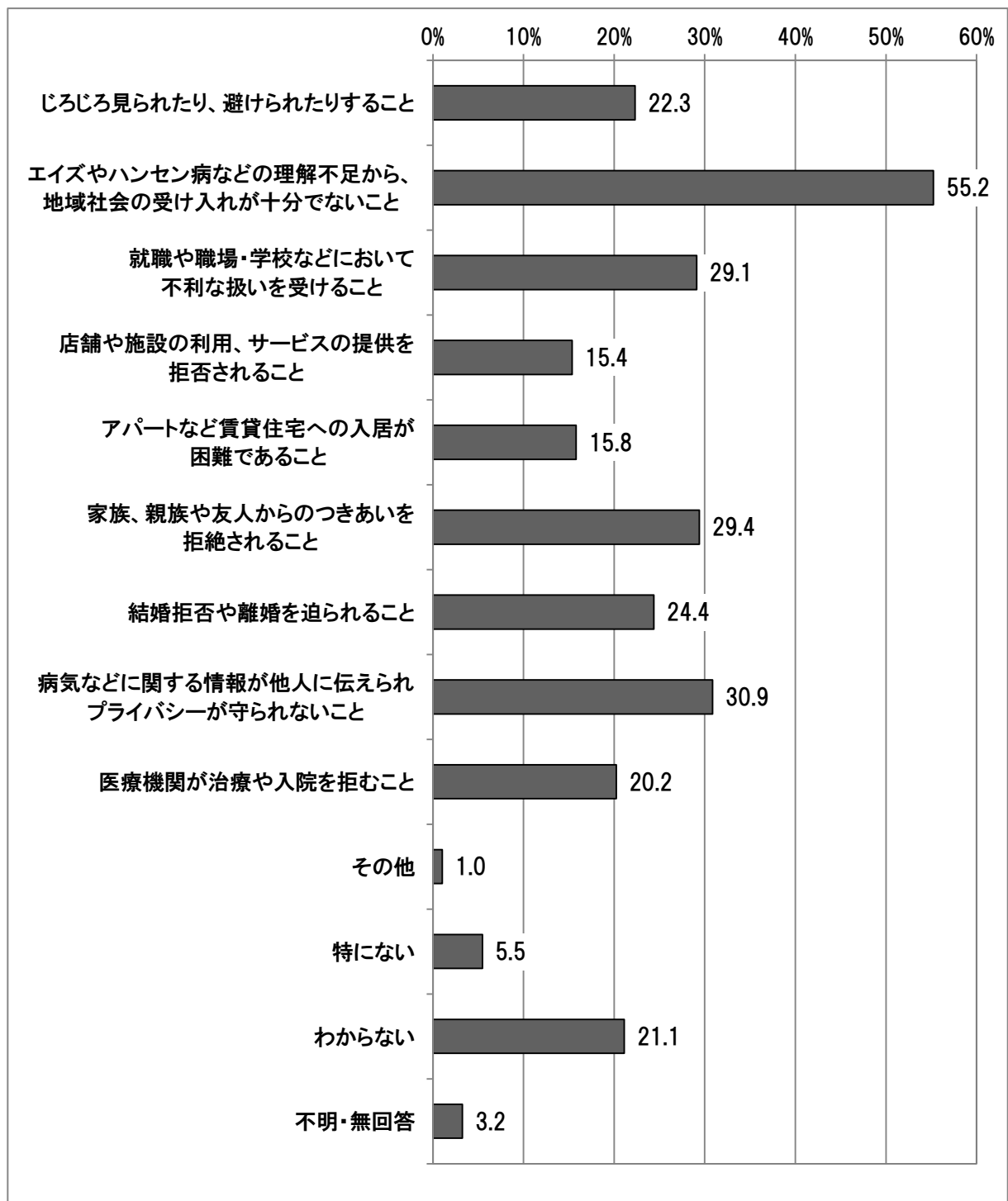
（１）現状と課題

2016(平成 28)年に実施した「人権についての市民意識調査」では、エイズ患者やハンセン病（元）患者等の人権が尊重されていないと感じることについて、「エイズやハンセン病などの理解不足から、地域社会の受け入れが十分でないこと」が 55.2%と最も高くなっており、また、患者等の人権を守るために必要なことについても、「市民に対して、病気や感染について正しい知識の普及啓発を行う」が 59.4%、次いで、「感染症などについて正しい知識を学校教育の中において行う」が 52.9%となっており、病気や感染症に対する正しい知識や理解を深めるための啓発や教育の必要性が高まっています。

※24 エイズ…H I V（ヒト免疫不全ウイルス）により、生体の免疫機能が破壊され、肺炎や悪性腫瘍を引き起こす状態。近年では、早期に服薬治療を受ければ免疫力を落とすことなく、通常の生活を送ることが可能となってきた。

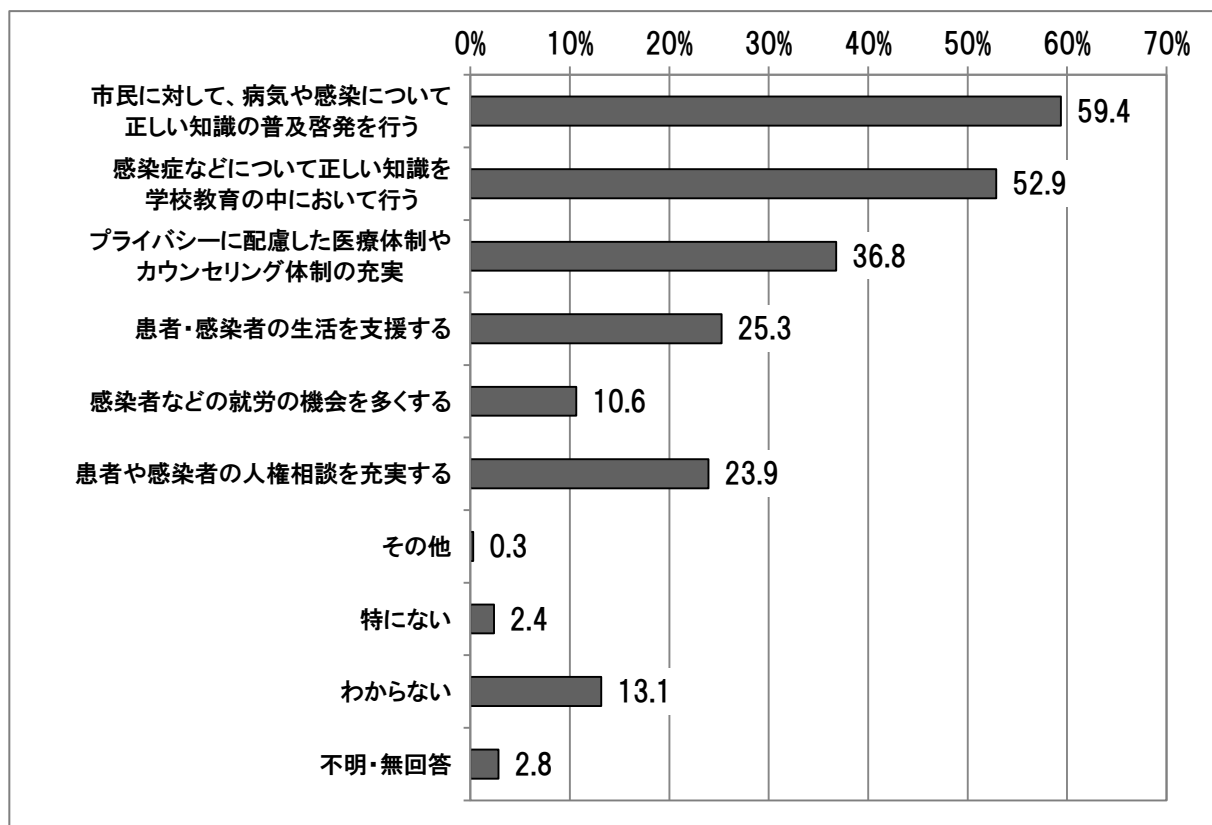
○患者等の人権が尊重されていないと感じること

(MA) N=677



○患者等の人権を守るために必要だと思うこと

(MA) N=677



(2) 今後の方向性及び取り組み

項 目	今 後 の 方 向 性 及 び 取 り 組 み	担当部署
一般感染症に関わる啓発の推進	医師等による健康教育・相談を実施し、情報提供の充実に努めるとともに、さまざまな機会をとらえ、感染症に関するものも含め、幅広く保健の正しい知識の普及に努めます。 感染症患者の適切な処遇等、人権意識の向上を図り、インフォームドコンセント※25を徹底させ、感染症患者が安心して医療を受けられるように、天理地区医師会等の関係団体との連携を深めます。	健康推進課
エイズ患者・HIV感染者の人権に係る啓発	市広報紙を利用した啓発活動とともに、「世界エイズデー」(12月1日)を中心に、行政・地域医療機関などの窓口において、パンフレット等を配布するなど、市民のエイズに対する正しい知識の普及と患者に対する正しい理解の啓発を行います。	人権センター 健康推進課
精神疾患患者の人権に係る啓発	講演会等を通して、市民に広く、精神疾患に関わる正しい知識の普及に努めます。	健康推進課

※25 インフォームドコンセント…患者等に病状や治療目的などを説明し、同意を得た上で治療をすること。また、医学的処置や治療に先立って、それを承諾し選択するのに必要な情報を医師から受ける権利。

9 その他の人権問題

私たちの周りには、未だに解決しない、あるいは、時代の流れや社会の変化とともに生じた、さまざまな人権課題が存在しています。2016（平成 28）年に実施した「人権についての市民意識調査」では、関心のある人権問題について、これまでに述べた人権問題の他に「犯罪被害者やその家族の人権」「災害時や事故などによる風評被害の問題」等が上位にあげられています。

これらのさまざまな人権問題の解決のためには、基本的に何が人権問題なのかを柔軟に判断できる知識や感性を育てるとともに、お互いに一人ひとりの違いを認め合い、個人の尊厳を守るという原則を基調としながら、みんなで支えていく共生社会の実現に向けて取り組むことが重要です。

【犯罪被害者やその家族の人権】

犯罪被害者とその家族は、犯罪行為による直接的な被害だけでなく、偏見やプライバシー侵害など、さまざまな人権侵害を受けています。市では、2017（平成 29）年に「天理市犯罪被害者等支援条例」を施行し、犯罪被害者等への支援に関わる基本理念を定めましたが、今後も、犯罪被害者等の受けた被害の回復及び二次被害を受けないための啓発が必要です。

【災害時や事故などによる風評被害の問題】

2011（平成 23）年に起きた東日本大震災では、東北地方を中心に甚大な被害をもたらしました。現在も多くの人々が、避難生活を余儀なくされています。避難所等では、プライバシーの保障のほか、女性や高齢者、障害者等への配慮の必要性が改めて認識されました。

また、地震と津波に伴い発生した福島第一原子力発電所事故により避難された人々に対して、風評に基づくいじめや心ない嫌がらせも発生しました。今後、このようなことが起きないようにするためにも、啓発によって正しい知識を普及することが必要です。

【性同一性障害や同性愛者等の性的マイノリティの人権】

国では、2003（平成 15）年に「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、法務省においても、2017（平成 29）年度の啓発活動強調事項に、性的指向及

び性自認を理由とする偏見や差別をなくすことを挙げています。

しかし、当事者の方たちが、今もなお性的指向及び性自認に対する偏見や無理解による差別を受けたり、婚姻や雇用、住宅入居、社会保障、教育などの実生活面において多くの困難や問題を抱えているのが現状であり、性の多様性に関する正しい理解が求められています。

【拉致被害者等の人権】

北朝鮮当局が行った拉致行動は、個人の尊厳を著しく侵害する重大な問題です。国では、2002（平成 14）年に「北朝鮮当局によって拉致された被害者の支援に関する法律」が施行され、被害者の支援が進められています。また、2006（平成 18）年に施行された「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」では、拉致問題を「我が国の喫緊の国民的な課題」として捉え、国民が認識を深めることの重要性を示しています。

【刑を終えて出所した人の人権】

刑を終えて出所した人々やその家族に対する偏見には根強いものがあります。過去に罪を犯したという事実だけでなく、犯罪の前歴に対する誤った思いこみや悪意に基づく噂の流布などは、就職や結婚など社会生活のさまざまな場面において、社会復帰や社会参加への大きな障害となります。

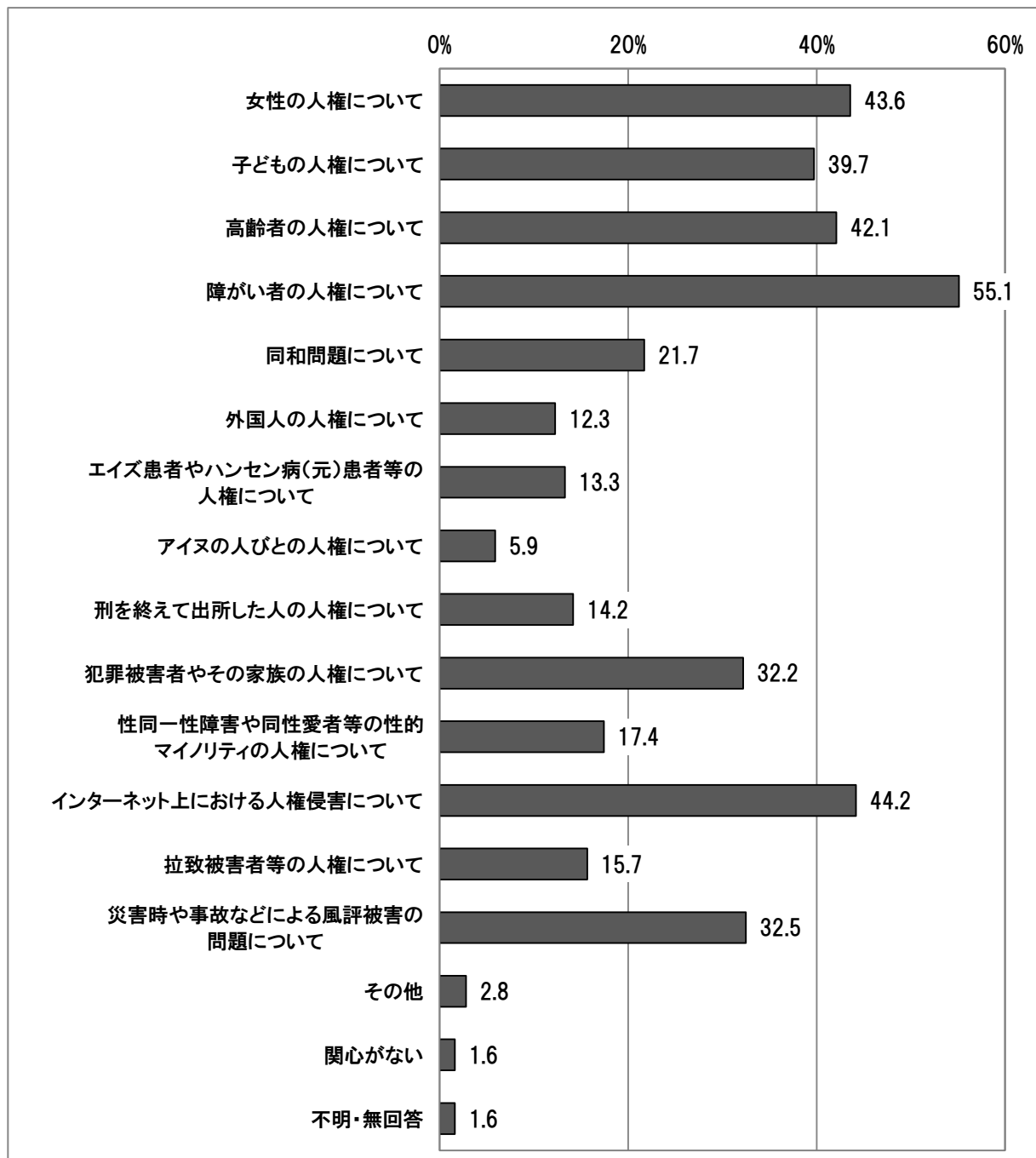
現在、市では、保護司会が刑を終えて出所した人の更生のために支援などを行っていますが、刑を終えて出所した人が円滑に社会復帰を果たすためには、本人の強い更生意欲とともに、家族をはじめ、地域や職場など周囲の人々の理解や協力が必要です。

【アイヌの人びとの人権】

アイヌの人びとは、固有の言語や伝統的な儀式や祭事等、独自の豊かな文化を持っていますが、アイヌの文化を担う人々の高齢化等により、保存・継承していくための基盤が失われつつあります。また、文化の違いに対する理解がないことから、就職や婚姻等において差別が依然として存在しています。この問題を解消するためには、アイヌの文化に対する認識を深め、偏見をなくすための啓発が必要です。

○関心のある人権問題

(MA) N=677



(2) 今後の方向性及び取り組み

項 目	今 後 の 方 向 性 及 び 取 り 組 み	担当部署
各種人権問題に 関する啓発	一人ひとりの人権が尊重され、あらゆる偏見・差別のない 社会の実現に向けて、各種人権問題をテーマとして取り上 げた人権啓発パネル展等を定期的に実施します。	人権センター

第4章 施策の総合的な推進

1 推進体制

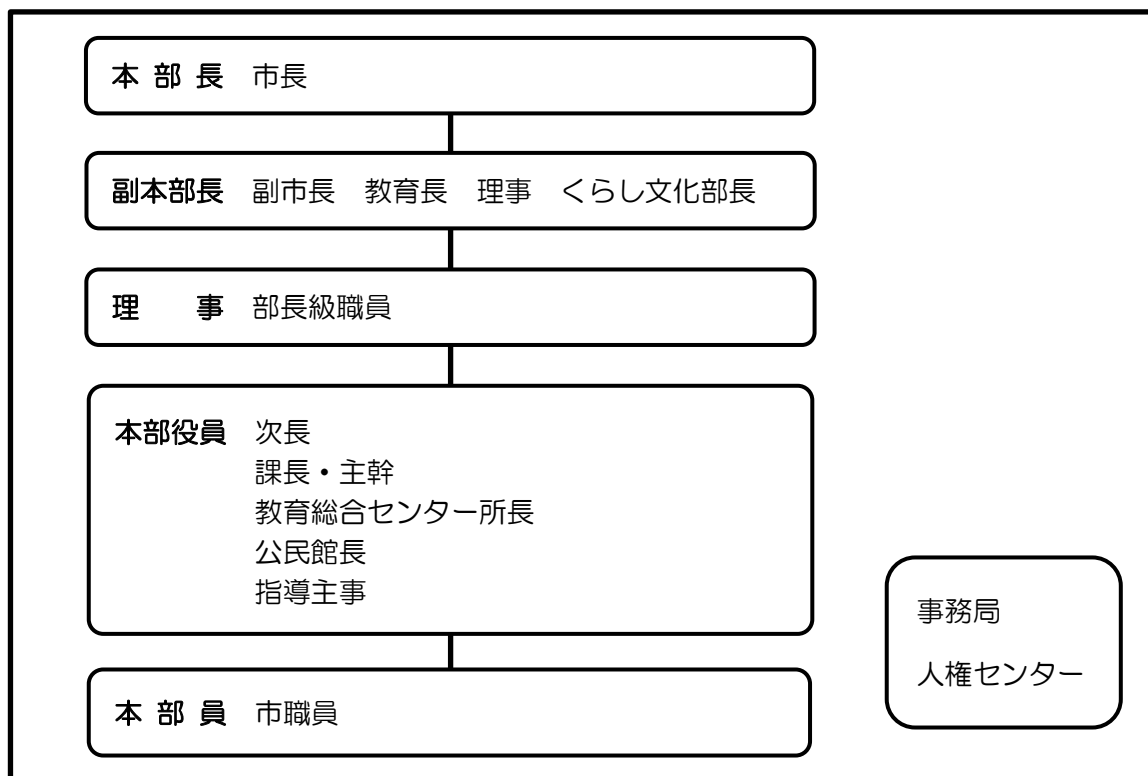
(1) 市の推進体制

市が行う業務は、すべてが人権に関わりをもっていることから、日頃から職員一人ひとりが人権尊重の視点に立ち、人権に配慮した行政を全庁的に推進していくことが重要です。

このため、本市では全庁的な組織として「天理市人権問題啓発活動推進本部」を設置し、人権問題に対する正しい理解と認識を培い、職員が人権啓発の指導的役割をはたすことが出来るように職員の資質向上に努めています。

本計画の推進にあたっては、市内の関係機関・団体・学校・企業などとの密接な連携と、積極的な市民参加が必要となるため、施策を総合的かつ効果的に進めてまいります。

天理市人権問題啓発活動推進本部の組織図（2017（平成29）年7月1日現在）



（２）国、県、市町村及び関係団体との連携

人権教育・啓発を効果的に推進していくためには、社会全体の取り組みが必要です。行政や関係団体等それぞれの立場で、様々な取り組みがなされており、こうした関係機関・団体と密接な連携を図り、協力体制を強化することが必要です。

そのため、国、県、市町村及び関係団体がそれぞれの立場で教育・啓発機能や社会的役割を十分発揮し、相互に補完することによって、人権尊重意識が日常生活の中で習慣化されていくよう、積極的な支援・協力体制の充実に努めます。

（３）市民、企業、ＮＰＯなどとの協働

人権意識の高揚や人権擁護の推進は、本来、人の心に対する働きかけであるため、その内容や方法には配慮する必要がある、行政だけの活動には限界があります。市民一人ひとりが身近な問題として捉え、多様性を容認することが重要となります。そうしたことから、人権が尊重されるまちづくりを進めるにあたり、市民を教育・啓発の対象として一面的に捉えるのではなく、市民が行政や周囲の人々を教育・啓発する主体としての側面を重視しなければなりません。

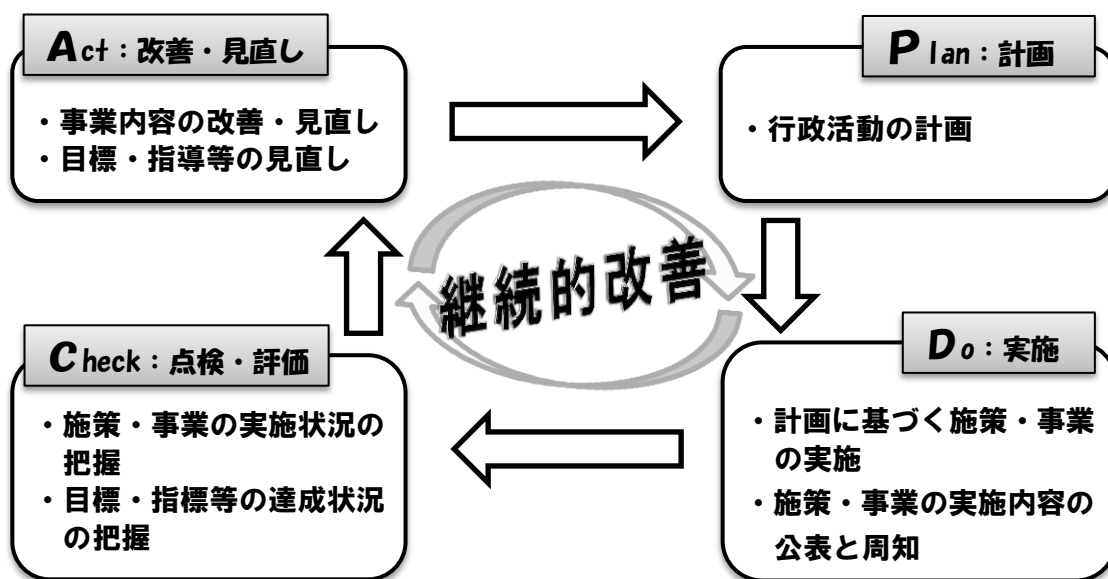
そのためには、市民や企業、ＮＰＯなどの自主的、主体的な活動が不可欠となります。本市はこれらの活動との連携を図り、あらゆる機会をとらえて情報の提供を行うとともに、市民や企業、ＮＰＯの活動を支援し、協働して人権が尊重されるまちづくりの推進に努めます。

2 進捗管理及び評価

本計画で掲げた取り組みについては、定期的にそれぞれの主管課が進捗状況を把握した上で、施策の充実や見直し等について評価を行い、計画の円滑な推進に努めます。

また、人権に関わる問題は、常にその時々为社会情勢を踏まえた対応が重要となり、新たに発生する人権課題への対応も必要となります。県・関係団体等との情報の共有や必要に応じて行う市民アンケート調査の結果などにより、各種人権施策の課題を把握するとともに効果の検証等を実施し、今後の人権施策や各種事業へ反映していきます。

そして、計画の着実な推進のためには、これらの管理及び評価を一連のつながりの中で実施することが重要であることから、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）ことはもちろん、計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Act）を行うことにより、計画を着実に実施できるよう努めます。



参 考 資 料

世界人権宣言

人権教育及び啓発の推進に関する法律

天理市人権問題啓発活動推進本部規程

世界人権宣言（仮訳文）

この仮訳文は、外務省HPから引用しているものです。

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反

するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第十一条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十三条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第十四条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第十五条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第十六条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第十七条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第十八条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第十九条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第二十条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第二十一条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第二十二條

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第二十三條

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第二十四條

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第二十五條

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第二十六條

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第二十七條

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第二十八條

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第二十九條

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあつてのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第三十條

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（抄）

（平成12年12月6日 施行）

（目的）

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

天理市人権問題啓発活動推進本部規程（抄）

平成 29 年 7 月 1 日 改正

（設置）

第 1 条 普遍的な人権文化を構築するために、人権問題に対する正しい理解と認識を培うよう、天理市職員が人権問題啓発の指導的役割を果たすとともに、啓発活動の強化・充実を図ることを目的として、天理市人権問題啓発活動推進本部（以下「啓発本部」という。）を設置する。

（事業）

第 2 条 啓発本部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （１）人権問題啓発活動の推進に係る企画、調整及び立案に関すること。
- （２）人権問題啓発活動に必要な資料の収集及び調査に関すること。
- （３）天理市職員の人権問題啓発に係る研修に関すること。
- （４）人権問題啓発に係る指導者の育成に関すること。
- （５）市民に対する人権問題啓発活動の推進に関すること。
- （６）「天理市人権教育・啓発に関する基本計画」の推進に関すること。
- （７）前各号のほか、人権問題啓発活動の推進に必要な事業。

（組織）

第 3 条 啓発本部は、天理市の職員（非常勤の職員を除く。）をもって組織する。

（役員）

第 4 条 啓発本部に、次の各号の役員を置き、当該各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- （１）本部長 市長
- （２）副本部長 副市長、教育長、理事及びくらし文化部長
- （３）理事 部長（同等の職にある者を含む）
- （４）本部委員 別表※略に掲げる職にある者

2 本部長は、啓発本部を総括する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指名する副本部長がその職務を代理する。

（機関）

第 5 条 啓発本部に、次の機関を置く。

- （１）本部会
- （２）理事会

（本部会）

第 6 条 本部会は、本部長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

2 本部会は、役員及び事務局員をもって構成する。

（理事会）

第 7 条 理事会は、事務局において企画及び立案した啓発本部の所掌事項及び啓発本部の運営について審議する。

2 理事会は、次に掲げる者をもって構成する。

- （１）本部長
- （２）副本部長
- （３）理事
- （４）事務局員

3 理事会は、本部長が必要に応じ招集し、会議の議長となる。

（事務局）

第 8 条 啓発本部の事務を処理するため、人権センターに事務局を置く。

2 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置く。

3 事務局長は、人権センター所長をもって充て、事務局次長は、事務局員の互選により選出する。

4 事務局員は、コミュニティセンター所長、生涯学習課長、学校教育課長、男女共同参画課長並びに人権センターの職員をもって充てる。

5 事務局は、啓発本部の事務作業を円滑、かつ迅速に処理し、関係機関団体等並びに各行政機関との連絡調整を行う。

（会議）

第 9 条 啓発本部の本部会及び理事会の会議は、構成員の過半数をもって成立する。

2 会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。

（その他）

第 10 条 この規程に定めるもののほか、啓発本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

**天理市人権施策基本計画
平成 30 年 3 月 施行**

発行：天理市 担当：くらし文化部 人権センター
〒632-0052 奈良県天理市石上町 581 番地 1
電話：0743-65-0130 F A X：0743-65-3872
e メール：jinnkenn@city.tenri.nara.jp